

國第百九十六回  
會

參議院農林水產委員會會議錄第十九号

平成三十年五月三十一日(木曜日)

委員の異動

辭任

五月三十一日

石井 準一君

出席者は左のとおり

卷之三

補欠選任  
石井 準一君

副大臣	内閣官房副長官	内閣府副大臣	文部科学副大臣	農林水產副大臣	田中 良生君	丹羽 秀樹君	谷合 正明君	野上 浩太郎君
大臣政務官	農林水產大臣政	農林水產大臣						
事務局側	農林水產大臣政	農林水產大臣						
政府参考人	常任委員會專門 員							
大川	上月 良祐君	昭隆君	良祐君	昭隆君	良祐君	昭隆君	良祐君	昭隆君

岩井委員長が都合により出席できませんので、委員長の委託を受けました私が委員長の職務を行います。

委員の異動について御報告いたします。

本日までに、足立敏之君が委員を辞任せられ、その補欠として進藤金日子君が選任されました。

○理事（舞立昇治君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

土地改良法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、人事院国家公務員倫理審査会事務局長池本武広君外八

委員

副大臣	内閣官房副大臣
大臣政務官	内閣府副大臣
事務局側	文部科学副大臣
農務官	農林水産大臣
政府参考人	農林水産副大臣
常任委員会	農林水産大臣

長官	野上浩太郎君
大臣	岩井委員長が都合により出席できませんので、
大臣	委員長の委託を受けました私が委員長の職務を行
大臣	田中 良生君
大臣	丹羽 秀樹君
大臣	谷合 正明君
専門	上月 良祐君
専門	大川 昭隆君
倫理	池本 武広君
倫理	加藤 隆君
官長	天羽 隆治君
臣官	（異議なし）と呼ぶ者あり
臣官	○理事（舞立昇治君） 御異議ないと認め、さよなら
臣官	取ることに御異議ございませんか。
臣官	○理事（舞立昇治君） 御異議ないと認め、さよなら
臣官	決定いたします。

白書に込めた齋藤大臣の思いと、国民の皆様に対するメッセージをお願いしたいと思います。

○國務大臣 齋藤健君 五月二十二日に閣議決定いたしました平成二十九年度の食料・農業・農村白書では、次世代を担う若手農業者の姿や考え方などを国民の皆様に伝えたいとの思いから、若手農業者に焦点を当てた分析を行わさせていただきました。また、意欲ある農業者や農業者団体などの皆様に輸出への積極的な挑戦をいただきたいとの思いから、我が国農業の持続的発展に向けて、海外も視野に入れた農業の実現が一つの鍵を握るということを示しました。このほか、農業産出額が十六年ぶりに九兆円台を回復したこと、農林水産物の輸出額が八千億円を超え、五年連続で過去最高を更新したこと等の動向も紹介をいたしております。

この白書につきましては、全国各地で説明会を

農林水產省消 費・安全局長	房統計部長
農林水產省經營 局長	大杉
農林水產省農村 振興局長	池田
水產厅長官	一樹君
環境省自然環境 局長	武博君
龜澤	大澤
長谷	誠君
荒川	一樹君
隆君	誠君
成人君	一樹君
玲治君	一樹君

○理事(舞立昇治君) 土地改良法の一部を改正する法律案を議題いたします。本案の趣旨説明は既に聽取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○進藤金日子君 自由民主党・こころの進藤金日子でございます。

本日は、私の専門の土地改良に関する法案審議

開催するほか、ハンブレットの配布、SNSやメールマガジンなどを通じた情報発信を広く行っているところでありまして、一人でも多くの国民の皆様に興味を持つて白書を読んでいただき、食料、農業、農村の今を知つていただきたいと考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

私も白書は読まさせていただきました。本当にいろんな分析、トピックスがあり、読み応えのある

本日の会議に付した案件  
参考人の出席要求に関する件  
地改良法の一部を改正する法律案(内閣提  
衆議院送付)

ということでおざいまして、質問の機会を与えていただきまして、委員長、理事の皆様方、また委員の皆様方に感謝申し上げたいというふうに思います。

る白書だったたというふうに思います。本当に一人でも多くの、大臣今言われましたように、一人でも多くの方々に読んでいただきたい、そして、いろんな御意見を伺いたいというふうに私も思つております。

國務大臣

1

〔理事舞立昇治君委員長席に

着く

1

第八部 農林水産委員会会議録第十九号 平成三十年五月三十一日

参議院

おいても度々話題になつてゐるわけでございますけれども、全国の現場を回つては、様々な声を耳にするわけであります。そこで、農地中間管理機構の政策的な意義は何か、いま一度確認したいというふうに思います。また、農地中間管理機構の現場における推進体制についての農林水産省の現状認識と、推進体制や推進方策などについて、今後の方針をどのようにしていくのか、見解をお聞きしたいと思います。

○大臣政務官(上月良祐君) 農地中間管理機構はまさに公的な機関でありまして、貸し手にとって安心して貸すことができるという点が大きいと思ひます。十年以上の超長期の借受けが中心となること、それから、長い期間の借受け期間の中で、当初は散在をいたしております農地を借りておりました扱い手も、地域の話合いが進むに従つて、機構によつて農地の再配分を受けられて、集約化が進んでいく、土地をよりまとめることが必要だと思っておりまして、パンフレットなども十分に活用しながら周知を進めているところであります。

ただ一方で、現場の農業者の方々からは、機構の事業の現場とのつながり感といふんでしょうが、つながりがややちょっと弱いということがあるんじゃないとか、あと、やや手続が煩雑な面があるんじゃないとかといふ声も聞かれるところであります。

農業委員会の改革によつて創設されました農地利用最適化推進委員が任命されておりまして、本年度末には全国で約二万人が農地利用の最適化のための現場の調整活動を担うことになります。この最適化推進委員の皆さんと機構とが十分に連携する。まあ機構の職員もそれなりにたくさんいていただいているんですが、やはり現場にも

直接もちろん行つていただきたいと思いますけれども、全部回るというわけにはもちろんいきませんので、そういう意味では、この最適化推進委員の皆さんとうまく連携をしていく、機能的に連携をするということも大変重要な思想です。

この農業者の機構事業の周知や活用に向けて、現場とのつながりを一層強化していくことが大変重要なふうに思つております。

また、より使いやすい制度となりますように、手続の煩雑さの問題も、一部、もう徐々に対応していくことはありますけれども、そういったこともしていきくことで、機構の五年後見直しということもありますので、かかるべく検討してより使いやすい制度に、使つていただける制度になるようにしていきたいと思っております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

私もよく現場を回りますと、本当に農水省はこの中間管理機構を動かすことに躍起になつてゐるんじゃないかな。機構を介在しない農地集積には支援が少ない。一方で、機構の体制は脆弱で、また事務手続、今政務官がおっしゃいましたように、事務手續が煩雑などもあるんでしょう、その事務手續が主体で、今現場とのつながりが薄いということがありましたが、現場の実情にもちょっと疎いんじゃないかといった声も聞こえるわけであります。ある意味厳しい指摘もあるということであります。

以前、本委員会で私も御指摘申し上げましたけれども、やっぱりこの農地中間管理機構の活用といふのは、それ自体が政策の目的ではなくて、あくまでも政策の手段であるということ、ここをまた再びこの場で再確認させていただければというふうに思います。

その上で、農地中間管理機構は極めて重要な組織であると私自身は認識しております。仮に機構がなかつたら、昨年の土地改良法改正で実現した農家の同意だと負担が不要な土地改良制度の創設というのは、これ困難であつたんだろうなど

いうふうに思うわけであります。

私は、農家の皆様を始め、土地改良関係の方々に対しては、農地中間管理機構は、農地の所有と利用の分離が進む中にあつて、農地利用が可能になるので、もう申し訳ないんですけど、目先は、まさにこの中長期的な安定性を確保する上で大切な仕組みなんだ。これが十全に機能すれば、中長期的に効率的、安定的な農地利用ができるので、政務官、十年以上と言われておりましたけれども、まさにこの中長期的な安定性を確保する上は、大切な仕組みなんだ。それで、その中で、現在の政策展開に御理解いただき、そして見直すべきところがあれば忌憚なくどんどんいろいろな提案をしてください」ということを説明しているわけであります。

それは、次に、本題の土地改良法の改正法案の内容に関する質疑に入りたいというふうに思います。

この土地改良法改正法案につきましては、これは自民党の中でも野村農林部会長の下で相当突つ込んで議論を行いました。本日は、法案の内容が情報として現場の土地改良区等にも届いておりますので、そしてまた、衆議院での審議見てみますと、各党各会派から本当に真摯な御議論をいただいながら、いろんな論点で質疑がなされております。

そうした状況を踏まえた上で、今回はなお確認したいことがあるという現場の声を受けて、多少深掘りして、ちょっと細かいところになるかもしれませんけれども、深掘りして、確認的な意味での質問をいたしたいというふうに思います。

近年、御案内のように、土地改良区の組合員の高齢化によるリタイアだとか、農業の扱い手の不足、さらには扱い手への農地の集積の進行によりまして組合員の数が減少して、一部の地域では土地改良施設の維持管理に支障を来している現状にあるわけであります。将来的には組合員がなお一層減少して、土地改良施設の維持管理の問題が全

るということもあるわけであります。

今回の土地改良法改正は、このよだな土地改良区をめぐる様々な情勢、さらには現下の農業、農村をめぐるこの厳しい情勢の中での土地改良区の組織運営に関する改正であります。土地改良関係者からは時宜を得たものだというような声を多く聞くわけであります。特に准組合員制度につきましては、組合員の実態が各地域で多様な中で地域の実情に応じて組合員の選択の幅が広がることだけではなくて長い目で機構を見てやつてほしいんだと。そして、その中で、現在の政策展開に御理解いただき、そして見直すべきところがあれば忌憚なくどんどんいろいろな提案をしてください」ということを説明しているわけであります。

このほかにも、今般の改正では施設管理准組合員制度の創設、総代会の設置要件の見直し、あるいは選舉管理委員会による総代選挙の廃止、土地改良区連合の業務の拡充などが措置されることになつております。それで、まず、土地改良区の総代会制度の見直しも組合員数が減少する中にあって土地改良区の事務を効率化、改善するため必要なものというふうに私認識しております。そこで、また、土地改良区の運営の幅を広げられるという意味でもこれは有意義なものであるというふうに理解しております。

現行では、選挙があつてもなくとも総代の選挙区ごとに選挙会というのを設置して、そして選挙管理委員会に所要の経費を支払う必要があるわけあります。今回の改正によりまして手続等が大幅に簡素化され、なおかつこの選挙管理委員会への支出もなくなるということであります。加えて、総代会選挙の実態として、これ農水省の調査によりますと、投票を実施した土地改良区は約二%だということを踏まえますと、土地改良区へのメリット、これ大きいんだということはよく理解できるわけです。

この一方で、選挙があつてもなくとも、これ然のことながら、総代選出手続の公正性を確保することはこれ大前提になるわけでありますから、

従来は選挙管理委員会に担つていただいていた公正性確保ということの責任を今度は土地改良区が負うことになるということになります。そうなればかえって土地改良区の事務増大を招くのではなくことがありますので、こうした懸念に対する農水省の認識と対応方針、伺いたいと思います。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

総代の選挙につきましては、今先生からお話をさいましたように、現状ではほとんどの土地改良区で無投票となっておる一方で、御指摘ございましたような選挙費用ですとか事務手続が負担になつておるというふうなことを踏まえまして、今般、現場の皆様方の御意見も踏まえて、選挙管理委員会による管理を廃止して、土地改良区の管理に委ねるということにさせていただいたところでございます。

この結果、選挙費用ですとか事務手続の負担の軽減が図られるというふうに考えておるわけでござりますが、一方で、今先生から御指摘ございましたように、土地改良区でこれまで選挙管理委員会が実施してきた事務を自ら行わなければいけないということに伴つて不安の声があるというのも事実だと思っておるところでございます。

今般の総代の選挙を土地改良区でやつていただくということにつきましては、土地改良区の理事の選挙といいますものは既に土地改良区の自治に委ねられておりまして、いろいろな手続は土地改良区でやつていただいているわけでございます。

今回、選挙管理委員会の選挙から土地改良区による選挙といいますものは既に土地改良区の自治に移行することになりますが、これで選挙の負担は土地改良区でやつていただけるわけでございます。

選挙において土地改良区が実施をしていただいていたことを基本的にはやつていただくということでございますので、追加の負担が新たに大変生じてくるといったようなことはないのではないかと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、そういう現場の不

安があるのは事実でございますので、私ども、現場の不安を払拭をさせていただくべく、法律を通していただきましたら、この総代選挙に係る規程を改めて周知徹底を図つて、総代選挙が公正かつ円滑に実施されるよう万全を期してまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

是非とも、その模範例のようなものでお示しいただいて、不安の払拭よろしくお願ひしたいといふふうに思います。

次に、土地改良区の財務会計制度の見直しに関する複式簿記の導入であります。これにつきましては、地方公共団体における新会計制度への移行だとあるいは公有財産の見える化などの時代の趨勢を踏まえると、導入の必要性は十分理解であります。

また、この複式簿記の導入に当たつては、土地改良区が管理する施設の適正な評価を求められるといふことと並んで、国や都道府県などの施設造成者の協力が必要不可欠となります。この点につきましては、改正法の中で、国、地方公共団体等から、自らが新設や変更した土地改良施設に關して、当該土地改良施設の管理を行う土地改良区に対して情報提供を行うよう努めるといったようなことが明記されておりまして、この部分は極めて重要な規定であるといふうに評価するところでございます。一方で、土地改良区の実態として、専従の職員がいない土地改良区が約これ五割弱あるということでありますから、体制が脆弱な土地改良区、これ多いのも事実なわけであります。

そこで、土地改良区の方々に複式簿記導入の必要性をしっかりと御理解いただき観点から、複式簿記導入の政策目的をいま一度確認したいというふうに思いますが、その上で、その政策目的達成に向けた具体的支援措置につきまして、このスケジュール感も含めてお聞きしたいと、うふうに思います。

○政府参考人(荒川隆君) お答えを申し上げます。

農業用排水施設などの老朽化が進展する中で、施設の維持管理、更新を計画的に進めていただくためには、施設の資産評価をきちんと行っていくことが必要であると考えております。

このため、土地改良施設の現在の評価額、それから将来の施設更新に向けた積立ての状況といつたようなものを、土地改良区の財産の状況というものを組合員の皆様に適切にお示しをすることが大変大事だと思っておりまして、今般、土地改良区において貸借対照表を作成していくだくということにしたところでございます。

この貸借対照表の作成につきましては、これまで作成されておられなかつたところがほとんどでございますので、法施行後三年間の移行期間を設けることとさせていただいておりまして、その間に、まずは、土地改良施設の資産評価につきまして、国が資産評価を行なうための統一的なマニュアルというものを整備したいと考えております。これは年内にも整備をさせていただきたいなと思つておるところでございます。これを基にいたしまして、来年以降になりますけれども、この統一マニュアルに基づいて、国ですか地方公共団体が造成した施設につきましてその造成主体の方が資産評価をやっていただきまして、その現価、現在価格を土地改良区に提供をしていただくということにしたいと考えております。

土地改良区の方では、そういうデータをベースに実際のバランスシートを作成をしていただくことになるわけでございますけれども、このバランスシートの作成がきちんとできますように、国、地方公共団体、それから土地改良事業団体連合会、これ連携をいたしまして、会計に関しましては必要な指導、研修等も並行してこの二年の間にしっかりとやつていただきたいなどと考えておるところでございます。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

そこで、水利施設更新に向けて積立てを行う場合の減価償却額と積立て額との関係とともに、土地改良区の組合員への積立て金の賦課の在り方をお聞かせくださいといたします。

農業水利施設の更新のための積立てにつきましては、先生からも御指摘ございましたとおり、将来の施設の円滑な更新ということのためにやるものでございまして、その更新費用を今の世代がどれだけ積み立てるのか、それから将来世代でどういうふうに分担していくのかということとの関係になつてくるかと思つております。

したがいまして、積立額がこれまでの減価償却累計額に比べて仮に不足をしているということであつたといいたしましても、その不足分の全額の積立てを今の世代で直ちに行わなければいけないということではないわけでございまして、将来の施設更新の時点におきましてその不足分を特別賦課金という形で、その将来に向かつての世代に賦課金をお願いするということも可能であるわけでございます。

今般の法律改正によりまして、この貸借対照表を作成することによりまして、今申し上げましたような土地改良施設の評価額ですとか、そういう施設更新に向けた積立ての状況などが明らかになつてまいりますので、この組合員の方から積立て金を徴収をするに当たりましても、よりその積立て金の額とか納得感を持つて組合員の方に御説明であります。この会計上の位置付けも当然議論されなければならない、賦課金として取つていくのかどうかとが図るための一助になるのではないかと考えておるところでございます。

法律が通つた後の、最終的な新しいバランスシートを作つた後の積立てについてどういう合意形成をしていくのかとか、あるいは徴収プロセスをどうしていくのかなどということにつきましては、この会計上の位置付けも当然議論されなければいけない、賦課金として取つていくのかどうかといったことも含めて十分検討していく必要があるだろうと思っておりますので、これは、法律を通じていただきましたら、公認会計士の方など有識者の御意見もいただいて、しっかりと詳細を詰めてまいりたいと考えておるところでございます。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

近年、耕作者の經營規模拡大の進展あるいは稻作付け品種の多様化によりまして、農業用水の需要時期や水量に変化が生じておりますと異なるパターンの水量となつてゐる地域、これ多く見られるようになつてきてゐるわけであります。

このよつた実態に即して今回の法改正で利水調整規程の策定をルール化することは、農地の所有と利用の分離が一層進展する中で、耕作者の意向をより的確に反映させた公平、適正な農業用水の配分を実現する上で有効であり、これもやつぱり時宜を得たものだといふに認識しております。

一方で、農業用水は水利権として与えられる有限の資源であります。また、かつ施設規模と之のものもこれ有限な施設でありますから、これによつて農地まで運ばれるということなわけであります。加えて、農業用水の配分といふのは、これは江戸時代からの歴史的な慣行、そついたこともある地域もありますから、極めて複雑であり、地域によつても千差万別であります。

このよつた実態を踏まえ、利水調整規程の策定に当たつて、国の具体的な支援措置について、これもスケジュール感を含めてお聞きしたいといふふうに思います。また、農業用水の配分に当たりまして、実態としてこれ複数の土地改良区あるいは水利組合等との関係を踏まえまして、これ、できれば関係する土地改良区等の協議の場の設置、こういったことも必要かと考えますが、御見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(荒川隆吾) お答え申し上げます。

利水調整規程につきましては、土地改良区における農業用水の利用の調整方法というものを定めようとするものでございまして、具体的には、その円滑、公正な利水方針を定めていただきとか、それから毎年の用水配分の決定方法、プロセス、そういうものを定めていただきたいと考えておるところでございます。

この利水調整規程の策定につきましては、法律

の附則のところで経過措置を置かせていただいております。各土地改良区において、これは総会で議決をしていただかないといけないものですが、施行日は、これは来年の四月一日を想定をしておるところでございますけれども、この施行日以降、最初に招集される通常総会までに総会決議を経ていただいて決めていただくということになります。多くの土地改良区は、毎年度の年度末、大体一月、二月、三月ぐらいが通常総会の時期だと承知をしておりますので、三十一年四月一日以降の最初の総会ということになりますと、三十二年の一一三月ぐらいまでの間に開かれます通常総会でしつかり決めていただければと思つております。

そこがしつかり決めていただけますように、私ども、先ほどのあれとも同様でございますけれども、現場の混乱がないように、総代会の選舉規程例と同じように、利水調整規程についても模範例のようなものを策定をいたしまして、現場でしっかり周知徹底をしてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、二点目の御質問でございます、複数の土地改良区なり水利組合が農業用水の配分に関与している場合には、現場の皆様方の協議というのがこれは大変大事なことだと考えておるところでございます。

したがいまして、今ほど申し上げました模範利水調整規程例といったようなものの中で、こういう複数の土地改良区や水利組合などが関与されている場合には、関係機関の協議の場を設置をしていただくといったようなことを模範例の中で規定をして、周知をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○進藤金日子君 ありがとうございます。具体的な御答弁いただきまして、感謝したいと思います。

さて、今後、政府においては、六月になつてから骨太の方針、これを策定されていくんだろうというふうに思います。そうなりますと、いよいよ

平成三十一年度予算の編成に向けた動きが活発化、本格化してまいります。この土地改良予算に 対するやはり要請が非常に各地から多いわけでございますが、この土地改良予算確保に向けての齋藤大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(齋藤健君) 農業の発展基盤を強化していくためには、農業生産基盤の整備を着実に進めていくことなどが極めて肝要であると考えております。また、担い手への農地集積、集約化を促す農地の大区画化、汎用化等を通じた農業の競争力強化ですとか、農業水利施設の長寿命化対策、農村地域の防災・減災対策等を通じた国土強靭化などの施策を推進する土地改良事業は重要なものであります。

土地改良予算につきましては、平成二十九年度補正予算では一千四百五十一億円を計上したほか、平成三十一年度当初予算では前年度三百二十八億円増の四千三百四十八億円を確保したところであります。

農林水産省としては、やっぱり農業の大規模化ですとか、あるいは高付加価値の作物の生産につながる、あるいは農村地域における防災・減災対策に資する生産基盤の整備というのはしっかりと国なり行政なりが行うべきであると。その上で、農家の皆さんのが今度は消費者の皆さんのが喜んでくださるようなものを創意工夫しながら安心して生産をしていたらしく、そういう先に私は日本の農業の将来があるのではないかと考えておりますので、しっかりと予算を確保した上で地域の実情に応じた事業の計画的かつ安定的な推進に努めてまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 大臣の力強い決意、ありがとうございました。

ますので、是非とも確保の方をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

最後に、米政策についてお尋ねしたいと思います。

昨日、五月三十日、平成三十年度産の米等の作付け動向について、これ第二回中間的取組状況でございますけれども、農林水産省から公表されました。これ、都道府県別、地域農業再生協議会別の米等の作付け動向が公表されたわけでござりますが、これに関して現段階で農水省として関係者へのメッセージ、これは非ともお願いしたいと思います。

○副大臣(谷合正明君) 委員御案内のとおり、米政策の見直しにおきましては、産地、生産者が中心となって需要に応じた生産、販売を行うことができるよう様々な情報提供を行っているところでございまして、今御紹介いただきましたが、この一環として、都道府県別及び地域農業再生協議会別の作付け動向の情報提供を行っております。

三十年産米につきましては、本年一月に公表した一月末現在の中間的取組状況に続きまして、昨日、四月末現在の状況、第二回を公表したところでございます。

これによりますと、三十年産の都道府県別の主食用米の作付け動向につきましては、前年の作付け実績と比較いたしまして、同水準が三十四県、増加が六県、減少が七県と見込まれております。現時点では、都道府県ごとの増減があるものの、総じて言いますと、前年の二十九年産と大きく変化する状況にはないと考えております。

各産地、生産者におかれましては、今回の公表結果や最新の需給動向等を参考にしつつ、六月末の営農計画書の提出締切りまで、需要に応じた生産に向けた検討を進めていただきたい、そのことを期待しているところでございます。

○進藤金日子君 ありがとうございます。先週、五月二十三日に、財政制度等審議会、造林水産の部分、これ相当、提言という形で、四つ

の提言出されています。私も熟読をさせていただけます。

いたわけでござりますけれども、こういったものをベースにして、今後、しっかりとまた議論を深めながら、米政策の在り方、これ、現場の混乱がないようにやっていかないといけないというふうに思います。

○理事(舞立勇治君) 申合せの時間が過ぎておりますので、おまとめください。

○横山信一君 公明党の横山信一でございます。土地改良法に入る前に、ちょっとと水産関係の動きが若干ありますので、少し触れてから土地改良法に入らせていただきたいと思います。

最初に、去る四月二十四日から五月六日まで、スロベニアのブレッドでIWCの科学委員会が開催されました。そこで我が国は、NEWREP-P-A、NEWREP-NPの調査結果の報告等、そしてまた調査計画の最終化のレビュー等に

どうもありますが、どうございました。

○横山信一君 公明党の横山信一でございます。IWCにその機能を回復させ、商業捕鯨の早期再開なくして我が国の生存基盤はないわけですから、山漁村は日本の命綱でありまして、また土地改良

でございまして、今御紹介いただきましたが、この一環として、都道府県別及び地域農業再生協議会別の作付け動向の情報提供を行っております。

三十年産米につきましては、本年一月に公表した

一月末現在の中間的取組状況に続きまして、昨

日、四月末現在の状況、第二回を公表したところ

でござります。

增加が六県、減少が七県と見込まれております。

現時点では、都道府県ごとの増減があるものの、

総じて言いますと、前年の二十九年産と大きく変化する状況にはないと考えております。

各産地、生産者におかれましては、今回の公表

結果や最新の需給動向等を参考にしつつ、六月末の営農計画書の提出締切りまで、需要に応じた生産に向けた検討を進めていただきたい、そのことを期待しているところでございます。

○進藤金日子君 ありがとうございます。先週、五月二十三日に、財政制度等審議会、これ建議が取りまとめられました。この中で、農

うふうに捉えることができると思います。

そこで、このIWC正常化に向けて我が国はどういうふうに対応していくのか、副大臣にお伺いいたします。

○副大臣(谷合正明君) 委員御紹介のとおり、本年九月に、IWC、国際捕鯨委員会の総会がござります。日本人議長の下で総会ということですけれども。

平成二十八年、二〇一六年の前回総会で議論を

開始したIWCの今後の道筋についての結論を得て、資源管理機関としての機能を果たしていない

IWCにその機能を回復させ、商業捕鯨の早期再開につなげるものとしなければならないと考えています。

しかししながら、我が国が各国に透明性のある形で今後の道筋を議論することを呼びかけてきたにもかかわらず、反捕鯨国は議論への参加

について極めて消極的な姿勢に終始しているというのが現状でございます。これは委員の言われたところと一にしますが。

このため、我が国としては、ひとつ持続的利用

支持国と連携して、反捕鯨国に対し議論への参

加を強く働きかけるとともに、IWCの資源管理機関としての機能を回復させる必要性を国際世論に呼びかけてまいりたい、そして、IWCの今後の道筋の議論を主導してまいりたいと考えております。

また、この議論に併せまして、国内におきましても、我が国の目標すべき商業捕鯨の姿についての検討を進めて、本年の総会におきまして商業捕

鯨の早期再開のためあらゆる可能性を追求してまいりたいと考えております。

これまで、このIWCというのは、私もいろいろ

言いたいことを言つてしましましたけれども、今の

このIWCというのは、鯨資源の管理団体の体を成

していないといふか、そういう状況にある中で、

我が国は粘り強く反捕鯨国の要求に対し反論す

べきところは反論し、そしてまた粘り強く丁寧に

対応してきたわけあります。本年は、この森下

議長の下で、IWCを正常化していくという非

常に大きなチャンスがめぐってきているんだとい

う思います。

もう一つ、太平洋クロマグロについてもお伺いいたします。

月で終わります。もうあと一ヶ月というところになつておりますが、本年の一月に水産庁から沿

岸漁業に對して操業自肅要請がなされ、北海道も

含めてもうこの太平洋クロマグロ、小型魚につい

ては漁獲をしないということになつております。

自主規制をしっかりとやつてあるという状況にあり

ます。このWCPFCの漁獲上限を厳格に守ろう

といふ、あと漁獲枠は残り僅かしかないようです

けれども、その努力をし続けている状況にあります。

自ら規制をしっかりとやつてあるという状況にあり

ます。この第三管理期間の漁獲状況、今の時点でどうなつているのかということをお聞きしたいと

思います。

あわせて、沿岸漁業では三十キロ未満の小型魚

の超過分、これを来期第四管理期間でどうなるのか

かというところが注目されているわけですねけれども、この辺どうなるのか見通しをお伺いしたいと

思います。

○政府参考人(長谷成人君) クロマグロ小型魚の

管理状況といたしましては、本年六月までの第三管理期間の漁獲量は、五月十五日時点で三千四百八トンと、漁獲枠三千四百二十四トンの九九・五%に達しております。一月二十三日には、水産庁から、漁獲枠を残した都道府県を含めて操業自肅要請をせざるを得ない状況となりましたが、その後は漁獲の積み上がりは抑制されている状況でございます。

今期の漁獲枠が守られるかどうかについては、漁業の特性上やむを得ない混獲など難しい問題がござりますけれども、予断は許しませんけれども、引き続きしっかりと指導してまいりたいというふうに考えております。

また、第四管理期間の各都道府県への配分に当たりましては、この第三管理期間において超過し

た都道府県については、第四管理期間から一括で差し引くことといったしまますけれども、これによりまして漁獲枠がゼロとなつてしまふ都道府県

に対しましては、必要最小限の混獲枠数トンを配分することとしております。

各都道府県への配分量を示す基本計画については、今この時間に開催されております水産政策審議会等の手続を踏まえまして、六月中に策定する予定でございます。

○横山信一君 具体的な数字もお聞きしたかったんですが、今水政審をやっているということであれば、第三管理期間で超過した分は第四管理期間で引かれるわけですけれども、どうしても混獲というのがありますので、その部分がどうなるのかというのは皆さん注目されているところであります。根拠を持ってお示しをいただきたいというふうに思います。

土地改良法は、耕地整理法あるいは水利組合法などを統合して昭和二十四年に制定をされました。当時は農地改革の直後でもあって、均質な自作農家が大半を占める耕作者中心の制度であったわけでありますけれども、時代を経て、近年は農村からの人口流出も非常に多い、また、農業者の高齢化も非常に進んでいると、そういう状況の中で農業、農村の構造変化が起きているという状況にあります。

それを踏まえて、その構造という部分では土地持ち非農家の増加という課題もあるわけでありますけれども、この土地改良法の改正に当たって、現行制度の土地改良区の運営にどのような課題が生じているというふうに考えているのか、また、それを踏まえて今後の土地改良区どうあるべきであると考えているのか、まず大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(齋藤健君) 高齢化により離農も進んでおりまして、農地の利用集積の進展に伴つて、土地改良区の組合員につきましても、土地持ち非農家の増加が見込まれる中で、将来にわたつて良好な農環境を確保していくためには、耕作者の意見を適切に反映しつつ、土地改良施設の維持管理、更新を行つていく必要があると認識を

しております。また、土地改良区の業務執行体制が脆弱化をする中で、適正な事業運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化や改善を図る必要が出でていているとも考えております。

このため、本法案では、組合員資格に関する措置としては、准組合員制度の創設及び資格交代手続の円滑化、それから理事の資格要件の見直し、それから農業用水の利用の調整方法を定めた利水調整規程の策定、それから施設管理准組合員による土地改良施設の管理への参加の促進を講ずるとともに、土地改良区の体制に関する措置といたしましては、総代会の設置要件の引下げや選舉管理委員会選挙の廃止など総代会制度の見直し、土地改良区連合の業務の拡充、貸借対照表の作成や員外監事の設置など財務会計の適正化を講ずることといったとしているところでございます。

○横山信一君 ちょっとと一つ飛ばしまして、農地所有者のメリットについて伺いたいんですけれども、耕作者が組合員となるということは、農地の所有者にとっては議決権がなくなるということになります。一方で、賦課金等を任意で負担する状況に変わることもあります。この土地改良区の運営にはやはり耕作者の意見、農地を直接抱っている耕作者の意見が反映されることになります。一方で、所有者が准組合員になるということは、単に議決権を失うということではなくて、所有者にとってはどんなメリットがあるのかをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。貸借地につきましては、二人の資格者がいらっしゃる中で、先生御指摘ございましたように、法律の原則は耕作者が正組合員となつていくといふことになつておるわけですから、現実にはなかなか、地域実態等に応じてそうなつていないとこもあるわけでございます。

今般、准組合員という仕組みを入れることによりまして、従来、所有者の方は、組合員資格を外れますが、耕作者の方に組合員資格を譲ります

と、御自分は土地改良区とは何の関係もないお立場にならざるを得ないと、長いこと、ずっと土地改良区と関与してきたのに、ましてやその地域にいらっしゃる、引き続きいらっしゃる場合には、そのことが、土地改良区から自分が外れてしまうというふうに我々は考えたところでございます。

したがいまして、今般の准組合員制度によりまして、所有者の方は耕作者の方に正組合員資格を譲った後も引き続き准組合員という形で土地改良区に残れる、具体的には総会に出席をして御意見をいただきとかそういうようなこともできますし、場合によれば、その耕作者の方、新しく正組合員になった方とお詫び合いをしていただいて、引き続き自分も何がしかの賦課金なり夫役を分担をするということでその参画意識を高めていただくことになります。

○副大臣(谷合正明君) 大事な視点かと思つております。

今後、土地改良区の体制の脆弱化が見込まれる中、事務の効率化、コスト削減を図るために、施設の見回り、監視、賦課金の徴収、会計事務等の施設の維持管理に関わる事務、そして小水力発電等の附帯事業を共同で行う取組を進めていく必要があります。また、土地改良区連合の仕組みを活用することが有効であると考えております。

しかししながら、委員御指摘のとおり、現行制度においては土地改良区連合の行う事業が土地改良事業に限られておりまして、事務や附帯事業のみを共同で行うことできることから、土地改良区連合の業務範囲を今般拡充することとしたところでございます。

したがいまして、今回の土地改良区連合の業務の拡充の趣旨につきましてまず周知徹底を図るとともに、土地改良区連合の設立に係る現場の課題を的確に把握した上で、必要に応じて予算措置を含めた支援策をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○横山信一君・予算措置を考えているということでありまして、しっかりとこれも機能するようお願いしたいところでございます。

ちょっとと時間が少なくなつてしましましたので、またちょっとと飛ばしまして、総代会の役割についてお伺いしたいんですけれども、お伺いしたいたいところでございます。

ちよつと時間が少なくなつてしましましたので、またちょっとと飛ばしまして、総代会の役割についてお伺いしたいたいんですけれども、お伺いしたいたいんであります。

この土地改良区は、運営基盤の強化を図るために合併が進められております。平成二十八年度末で四千五百八十五地区あるわけですけれども、組合員数が減少しているということで、二百

人未満の土地改良区が全体の四割と。これは、過去を見ますと、昭和二十四年の法制定当時は総代会の設置要件は五百人を超える、五百人超だったと。それが、二十八年には三百人超になり、そしてまたしばらくたって、昭和五十九年には二百人超になります。今回一百人超ということが提案されているわけでありますけれども、しかし、百人超になると、その全体の八割で総代会の設置が可能になるということでもあります。

組合員の構成も変わる、また、広範な様々な地域性を併せ持つことになる土地改良区という、そういう中にあってこの総代会の役割、従来とは大きく変わってくるというふうに私は捉えているんですけれども、この点どう考へておられるのか、大臣にお伺いします。

○國務大臣(齋藤健君) 今回の改正案におきましては、総代会制度について、組合員数の減少や農業の構造改革の進展等を踏まえて、総代会の設置要件を二百人超から百人超へ引き下げるなど、それから、土地改良区が地域の実情に応じて総代定数を決定できるように総代の定数を三十人以上で定款で定める数とすることと、それから、総代選挙につきましては、選舉費用や事務手続の負担が軽減されるよう、選舉管理委員会による管理を廃止をするということなどの措置を講ずることとしております。

これらの措置によりまして、総代会を活用して土地改良区の組織決定がより機動的に行われるということになると考へておるところとございま

す。

○横山信一君 最後の質問になると思いますが、

過去に会計をめぐる不祥事というのが多く発生しているわけであります。こうした事態に対しても現

在在一・九%にとどまっているという状況にあります。

今後、この員外監事の導入、そしてまた会計監

査の在り方をどう考へておられるのか、大臣にお伺いいたします。

○國務大臣(齋藤健君) 近年、土地改良区における不祥事の金額が多額に上るケースも発生する中で、やはり監査機能をより強化する必要があると

いう認識で、今回、土地改良区の監事のうち一人

以上は員外監事を置くこととしております。

また、土地改良区の財産状況を明らかにして、

会計の透明性の向上を図るために、貸借対照表の

作成やその公表を義務付けることとしています。

これらの措置に加えて、国、都道府県による立

て、土地改良区の会計処理の適正化を図っていきたいと考えております。

○横山信一君 農協も漁協も公認会計士監査を受

け入れるというふうにもなつておりますし、そ

う意味では、不祥事をなくすという部分では、

この員外監事の導入を更に積極的に進めていただ

きたいというふうに思ひます。

以上で質問を終わります。

○田名部匡代君 国民民主党・新緑風会の田名部

匡代です。

毎度毎度質問の前にこのことを申し上げなけれ

ばならないというのは本当に残念ですし、モリカ

ケの問題ずっとやつてきて、もうすぐ国会会期末

で、いまだに隠された文書があるまま出てこな

い、もう考へられない状況です。

私が最初に国議員に当選させていただいたと

きに取り組ませていただいた法案が障害者の法案

だつたんです。一つの法律を作ることによって人

生が大きく左右される人たちがいるんだな、その

ことによつて幸せや安心を与えることもできる

し、でも一方で、そのことの影響で苦しみをもつ

らすこともあるのかもしれない、ああ、とても重

要な仕事をさせていただくんだなということをつ

くづく感じたんです。

この農林水産委員会でもそうですが、本当に

関わる人たちにとつては非常に大事なことがあります。

今TPPの問題もありますけれども、何か最

近TPPのことについては余り騒がれていないよ

うな、現場からもそんな大きな声がだんだん聞こ

えなくなつてきていて、それは納得ではなくて、

私は諦めだと思っていて、しつかりそういうこと

も審議をさせていただきたいというふうに私は

思つてゐるんです。

大事なことはいっぱいあるんだけれども、森

友、加計の問題がこういう状況であるがゆえに、

いろんな法案の審議、国会の運営というか委員会

の運営そのものにもやつぱり影響が出ているんで

す。

総理はうみを出すとおっしゃつてあるけど、私

には何の努力も見えないし、本当にうみを出そ

うなんて思つておるとは全く思えない。真摯に丁寧

にと言つてけれど、答弁席からやじを飛ばしたり、

昨日の衆議院でのQ.Tもそうですけれども、だら

だらと時間稼ぎばかりして、丁寧に真摯に答え

ようなんて全く思つてない。

本当にばかに思つておるのかというような思いを

持つていて、ここで幾ら大臣にそれを聞いて

もどうにもならないと思いながら、大臣、今のよ

うな国会の状況について、いつまでも解決しない

状況について、どんなふうにお感じになつてお

るのか、ちょっとお気持ちをお聞かせいただけます

でしょうか。

本当にばかに思つておるのかというような思いを

持つていて、ここで幾ら大臣にそれを聞いてもどうにもならないと思いながら、大臣、今のような国会の状況について、いつまでも解決しない状況について、どんなふうにお感じになつておるのか、ちょっとお気持ちをお聞かせいただけますでしょうか。

本当にばかに思つておるのかというような思いを

持つていて、ここで幾ら大臣

業集落といふのは九十三集落あるそうです。総戸数が五戸以下の集落も増えてゐる。農家がなくなつて農地が失われていく中で、土地改良事業、今後どうあるべきか、そして、米余りと言われる中で今後の農業どうしていくのか。

今日、今日はこの法律の中身についての詰めで、すけれども、私は根本的に、今後、日本の農業水田どうしていくのかということについても真剣に私たちを考えいくときなのではないかな?といふうに思います。これについてお聞きする予定はなかつたんですが、大臣、そのことに対する御認識はいかがでしようか。

としては、現在は総合員ではない耕作者が多いため、准組合員として土地改良区の運営に参加をするようになると、所有者から耕作者に資格交代をする際に、所有者が准組合員として引き続き土地改良区の運営に参画するということも、これまで最初のステップとしては必要なのかなとうふうに思っております。

今後の土地改良区の姿につきましては、新たに創設される准組合員制度というものを活用をし、ちょっと地域によつてまだいろいろですが、一概には言えないんですけども、耕作者が正組合員として土地改良区の意思決定を行つて、所有者が准組合員として運営を支えるという形という重要なこと。それから、所有者から耕作者に資格交代をする際に、所有者が准組合員として引き続

のが一つの姿になつていくのかなと考えていますが、地域の事情がありますので、その地域にふさわしい形で進めていただければいいんでしょうけれども、基本的にはそういう姿かなというふうに思っております。

農水省の資料を見ますと、原則どおり、耕作者が組合員となつてゐるのは北海道、東北が高い。私の地元青森県では、耕作者が九三%なんですね。ただ、逆に、大分、島根、兵庫は所有者が九五%というような現状になつています。

農地を貸している土地の所有者が組合員となつてゐる理由として、七六%が所有者が建設事業費がないのに丁寧に御答弁いただいて、ありがとございました。

月の食料をもつて、農地を作り、耕作をなさなければならぬ事業について総会で意見を述べることができるとしておりまして、私も法案の説明を受けたときに、担い手であるその耕作者の方が土地改良事業について発言できる、そこに参加ができるというのはいいことだと思ったんですけれど、今申し上げたような調査の結果を見ると、金銭的な面での影響というか理由というかが大きいのではないかと思うんですね。

農水省としては、所有者が組合員となつてしまふ理由だと今後の状況についての何か分析はされてゐるんでしょうか。

に当たりましてアンケート調査などもやらせていただいたところでござりますけれども、先生からお預りしてもらえないんだというようなことがお答えになつてゐるところを伺つて、もう更に質問をさせて

なつておられるところが、まあ被委嘱答でござりますけれども、七六%に及んでおられると。それから、やはり所有権に関わる区画整理ですとか地主ですとか、そんなこともござりますので、所有権に關わるものなのでやはり所有者がやつて参加していく必要があるというのが三三%ぐらいいる。それから、從来からこの地域ではこういう慣行でやつてているんだというのが四割ぐらいと、いうふうな回答の分布になつておるといふ感じでございま

も、准組合員を入れることで、所有者の方が、生部などの御答弁で申し上げましたが、今までの仕組みですと所有者が手を放すと耕作者の方に原則全部、賦課金なり夫役なりも含めて行つてしまつて、いうようなことから、かつ、その所有者の方が耕作運営に参加できないといったよなゼロか一かの扱いだったところを、今般この准組合員を入れることで段階的に耕作者への資格交代が進められしていくのではないかなどということで期待をしてお

○田名部匡代君 これ、賦課金の分担はどんなことになるんでしようか。  
○政府参考人（荒川隆君） 準組合員の方が入らなかったときに、原則として土地改良法上は正組合員の方が土地改良区との関係では賦課金なり夫役を負担をするという形には変わらないわけでございましょうけれども、今般、准組合員を入れたことによりまして、准組合員の方と正組合員の方でお話し合いをしていただいだて合意が得られた場合には、准組合員の方がその賦課金、夫役の一部を負担するということができるようになさせていただいたところでございます。

をしないとなかなか借りてもらえないといふような理由で正組合員で残らざるを得ないんだといふ。のような場合でも、今度、所有者の方が准組合員であつても、正組合員になつた耕作者の方とお話をいいをしていただいて分担関係に合意がなければ准組合員の方々も借りてもらえないといふことだ。武蔵野市は、

組合員である所有者の方が夫役、賦課金を負担するといふことができるようになると云ふことでござります。

いよ」と思って販売れるに販売れるにとまた販売を堪えていくというような状況もあつて、このことを考えたときに私はやっぱり、今、戸別所得補償制度もなくなりました、収入保険できたわけですけれども、収入保険は収入保険で一定の役割があると思います。別にそれは否定しませんいい面もあるだろうと。でも、やっぱり私たちが言つてきた所得の補償、きつちりやつしていく必要がある、そういうものの全部やめて、負担が増えるだとか言つたって、それはなかなか、それで農業やつてください、頑張つてくださいって言うだけでは、私は難しいというふうに思つているんです。

らないし、農林水産省では、私はもつと予算をしつかり取つていただいて、やつぱり余り農業を営んでる方々の負担ではなく、つまり、前にも申し上げましたけれども、農業そのものは、何もお米を作つてもらう、生産活動をするというだけじゃなくて、コンクリート敷き、コンクリート張り農業のときも申し上げましたけれども、多面的機能の維持であるとか環境保全であるとか、やっぱり重要な役割が農業の中にはあるといふに思つてますので、本当に耕作者イコール受益者として負担を求めていくということがこのまま続けていけるのかな、そういうことでいいのかなどいうことは、ちょっと私は疑問に思うところもあるんです。

今後、そういうことについても検討する必要あるんじゃないかと思うんですけど、その点についていかがでしようか。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

農家の皆様方のその負担、特に土地改良との関係で申し上げますと、その土地改良事業を行う上での農家負担の軽減を図つていくというのは大変重要な課題だと思っております。

もとより事業をやるときに、公共事業としてやるときに、そもそも事業費に対する定率の国庫補助がございまして、その上で、ガイドラインで地方公共団体の負担も求めて、できるだけ農業者の方の負担を小さくするといふところで事業が始まると、やはり緩和していくのかというものは重要な課題だと思っておるところでござります。

私ども、この課題につきましては、いわゆる促進費といふもので農家負担の部分を肩代わりをしていくという仕組みを入れさせていただいている所まで、事業によりまして農地集積率が高まるといったような一定の要件をクリアしていただければ促進費が出るといったような仕組みもござりますし、それから、農家負担金部分の無利子融資でとか利息相当額への直接助成といったようななこ

ともやらせていただいているところでございま

す。

さらに、昨年の土地改良法の改正で、例のその農家負担のない形での基盤整備事業というもののも入れさせていただいておりまして、今年、初年度でようやく芽が出ましたので、こういったものも大きく育ててまいりたいと考えておるところでございます。

○田名部匡代君 これも、地元の土地改良区の方と話をした際に、賦課金について滞納する人がいて困つてることをお聞きしました。

土地改良区のアンケート調査でも、今後、大規模経営、高齢化が進むことによるリスクとして、四分の一が賦課金の徴収や滞納、事務に不安があるというような声も聞いています。この状況がどうなつてゐるのか、そして、これらのことについて対応するのか、教えてください。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

土地改良区の賦課金の徴収状況につきましては、土地改良区の運営に対する組合員の御理解をいただいております結果、近年高い徴収率を維持しておるところでございます。平成二十七年度の数字で申し上げますと、経常賦課金、特別賦課金合わせまして九八・六%、金額ベースでこの徴収率になつておるところでございます。

一方、土地改良区の地区内にも耕作放棄地になつておつて賦課金が取れないといつたような実態もあるわけでございまして、そういった場合につきましては、当然眞面目にお払いをいただいております方との公平の確保という観点から、土地改良法上は強制徴収に係る規定というものも措置されておるところでございます。

毎年、強制徴収の事例につきましては我々も把握しておりますが、二十八年ベースで申し上げれば、百五十五土地改良区で約四億円程度の強制徴収が行われているといふに承知しております。

○田名部匡代君 最後の質問になると思ひます。

今回、決算関係の書類として、収支決算書に加えます。

え、原則として貸借対照表を作成し、決算関係書類の作成、公表に係る手続規定を整備するとのこと。原則というのは、この例外を認められるといふことによろしいのか。そして、複式になると資産も計上することとなるんですが、この場合、国が行つた事業で、その後土地改良区に移譲というか移された施設等に関する、その資産価値について国が土地改良区に金額を示すことになるのか。これ、現場の不安としてお聞きしましたのと話をしてお聞きしました。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

今回の改正で原則として貸借対照表を作成していただくということを考えておるところでございますが、この原則の例外に当たるものといたしましては、法律の原案にも、法案にも書かせていましたが、この原則の例外におかれましてはその施設

でございませんけれども、土地改良施設を管理されていない土地改良区におかれましてはその施設の評価をする必要がないということで、貸借対照表を作成する組合の例外にさせていただきたいと思つております。そのほか、法律通じていただきまして後、現場のお話などもよく伺つた上で、それが以外の例外規定が必要かどうかを含めてしっかりと検討をしてまいりたいと考えております。

それから、土地改良区が譲与を受け、あるいは

管轄委託を受けているものにつきましての資産評価でございますが、進藤先生の御質問にもございましたが、進藤先生の御質問にもございましたが、国としてはマニュアルをきちんと整備をいたしまして、その上で、その作った人、国営事業であれば国、県営事業であれば県がそのマニュアルに従つて自分で資産評価をすると、その結果を土地改良区に提供して、その上で土地改良区はその数字を入れてバランスシートを作ると減をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○田名部匡代君 終わります。ありがとうございます。

○德永エリ君 国民民主党・新緑風会の徳永エリです。

今朝、旧民進系の農林水産政策懇話会有志の会といふのをやつておりまして、そこで農地の話をいろいろさせていただきました。所有者不明農地、これ農業委員会が探索するということになつてゐるんですけども、探索の費用はどうするんですかと言つたら、国が見るという話だったんですねが、やつぱり所有者の方が相続をする際などにきちんと登記をしなければいけないし、その所有者不明農地を探すお金を税金でというのは、

やっぱり国民理解かなか得られないんじゃないかなというふうに思つたんですね。やっぱり所有者の責任ということもあると思うんで、今日すごくいい議論をみんなさせていただいたんですけれども。

最近、何か十分に議論がないままにどんどんどんどん法律が通つていくことを大変に懸念をいたしております。ナチスに倣つて国民が知らないうちにと言つた大臣がおられましたけれども、やっぱりそうじゃなくて、加計の問題でも森友の問題でも、TPPでも日EU・EPAに関しても、ちゃんと情報を出して、必要だつたら徹底議論をして、みんなで納得して進めていく、そういう形が必要なんではないかといふにつづく思つておるところでありますので、一言申し上げておきたいと思います。

さて、法案の質問させていただきたいと思いますけれども、土地改良法の改正、昨年も改正されましたけれども、昨年の改正では、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者から申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や

同意を求めずに基盤整備事業を実施できる制度、これを創設をいたしました。

この法律は去年の九月二十五日に施行されておりましたが、それからもう半年以上たつておりますが、現段階での実施状況についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

先生から今御指摘ございました農地中間管理機構関連農地整備事業でございますが、昨年の土地

改良法の改正を受けまして、新たな制度として導入をさせていただいたものでございます。

今年度、平成三十年度の予算において新たな制度を創設をいたしたところでございます。したがいまして、今年度が初年度となるわけでございますけれども、この事業を使いまして農地整備事業に着手をされる地区は、現在全国で三十三地区を予定しておりますところでございまして、先生御地元の北海道でも一地区予定をいたしておるところでございます。

ささらに、これに続けということで、今年度事業着工までは至りませんけれども、調査設計を行いたいということで手が挙がつております地区が延べ三十五地区ございまして、ここにつきましても調査設計の支援をしてまいりたいと思っておるところでございます。

現在、これらの地区以外にも多くの地域で事業の活用に向けての検討が進められておるところでございまして、私ども、これは営業事業でござい進んで、都道府県と連携をしてしっかりと事業推進に当たつてまいりたいと考えておるところでござります。

○徳永エリ君 農家負担がないということで非常にいい事業だと思うんですけれども、広い北海道でたつた一地区というのもどうなのかなと思うんですが。

昨日、実は農業委員の方から御要望をいただきました。この事業、採択要件がどうなっているのかと。私の地元北海道では、この採択要件に満たないということで事業が使えない、だからこの採択要件を見直してほしい、地域の事情に即したものにしてほしいという声が上がっています。

この採択の要件について御説明ください。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。この農地中間管理機構関連農地整備事業につきましては主な採択実施要件があるところでござります。

まず、事業名でも明らかなどおり、去年の法律改正のときにも御議論がございましたが、まさに

農地中間管理機構に関連をしているということでございまして、事業対象農地の全てにつきましては、耕作者の意見を適切に反映しつつ、土地改

前提出なっておるところでございます。

それから、事業対象の農地面積でございますけれども、これは通常の営業事業ですと二十ヘクタール以上というような要件があるわけでございますけ

で、十ヘクタール以上ということで半分にしておるところでございます。さらに、中山間地域などにおかれましては、その半分ということで五ヘクタールということで工夫をさせていただいておるところでございます。

その後、事業対象農地の八割以上が事業完了後五年以内に扱い手に集団化をされるというよう

な、これは出口の要件でございますけれども、そ

れから、収益性が事業完了後五年以内に二〇%以上向上するといつたような出口要件を書かせていただいておるところでございます。

○徳永エリ君 問題は、五年で二割収益性を上げるということなんですね。これ、大変なことだと

思いますが、煙地、それから水田、牧草地といろいろあるわけで、藤木先生御案内だと思いますけれど、牧草地、五年で二割収益を上げられますか。

こういう地域の事情もありますので、しっかりとこの要件にしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

そして、昨年に統じての今回の改正ですが、改

正案の提出に至る経過、背景にある事情、具体的な内容について大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(齊藤健君)

高齢化によりまして、離

農も進展をしておりますし、農地の利用集積の進展もございます。土地改良区の組合員について

も、土地持ち非農家の増加が見込まれる中で、将来にわたって良好な営農環境を確保していくためには、耕作者の意見を適切に反映しつつ、土地改

良施設の維持管理、更新を適切に行っていくといふ必要が高まっております。また、土地改良区の業務執行体制が脆弱化する中で、適切な事業運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化や改善を図る必要も出てきております。

このため、本法案では、組合員資格に関する措置といたしましては、准組合員制度の創設及び資格交代手続の円滑化、あるいは理事の資格要件の見直し、あるいは農業用水の利用の調整方法を定めた利水調整規程の策定、あるいは施設管理准組合員による土地改良施設の管理への参加の促進、こういった措置を講ずるとともに、土地改良区の体制に関する措置といたしましては、総代会の設置要件の引下げや選挙管理委員会選挙の廃止などを総代会制度の見直し、土地改良区連合の業務の拡充、貸借対照表の作成や貞外監事の設置など財務会計の適正化、こういった措置を講ずることとしたとしているところでございます。

○徳永エリ君 昨日、北海道の土地改良区の方が、私の地元の土地改良区の方がお見えになりました。この法案に関しては大変に歓迎しているということを言つておりました。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。この組合員が減少することによって、今後、土地改良区への影響、どんなことが心配されるでしょうか、お伺いします。

○徳永エリ君 問題は、五年で二割収益性を上げるということなんですね。これ、大変なことだと

思いますが、煙地、それから水田、牧草地といろいろあるわけで、藤木先生御案内だと思いますけれど、牧草地、五年で二割収益を上げられますか。

北海道の場合には、もう貸借はほとんどなくして、今回この法案に関しては大変に歓迎して

いるということを言つております。この要件にしておきたいと思います。

○政府参考人(大杉武博君) お答え申し上げま

す。二〇一五年の農林業センサスによると、まず、全国の經營耕地面積に占める借入耕地面積の割合は約三四%となっておりますが、これを先生の御地元北海道について見てきますと、経営耕地面積に占める借入耕地面積の割合は約二三%と

なっているところでございます。

○徳永エリ君 何か感想としては、それでも一二三%あるんだと、そんな印象を受けました。

土地改良法では、原則、貸借地は耕作者が組合員になるということになっています。私の地元北海道では、ほぼ原則どおり、貸借地の九五%で耕作者が土地改良区の組合員になっていますが、それでも農地集積を積極的に進めて規模拡大してきましたという、そういう影響もあって、全体としては農戸数が減少していますので、土地改良区の組合員数も減少しています。ここ四十年で土地改良区の全国の組合員数は約六六%減少しているといふことでありますけれども、全国の組合員の減少率が約三〇%，北海道はその約二倍といふことですね。

この組合員が減少することによって、今後、土地改良区への影響、どんなことが心配されるでしょうか、お伺いします。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。このままですと、土地改良区の組合員数が減少しておるところでございます。

○徳永エリ君 御指摘のとおり、高齢化ですとかあるいは利用

集積の進展によりまして土地改良区の組合員数が減少しておるところでございます。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。このままですと、土地改良区の組合員数が減少しておるところでございます。

北海道の場合には、もう貸借はほとんどなくして、壳買なんですね。ただ、その法人化とかいろいろな流れの中で、元々はほとんど売買だったのが北海道でも状況は変わりつつあるのかな? ということで、今、全農地の大体どのくらいの割合、北海道は賃借なのかということをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(大杉武博君) お答え申し上げま

す。需要の変化に応じた農業用水の配分というものが行われにくくなるのではないか、それから、人數自体が本当に少なくなつてしまりますと、総代会の設置要件を満たさなくて、総代会での的確な意思決定が行えなくなるのではないかといった

本法案では、耕作者の意見を適切に反映をいたしましたために、准組合員制度あるいは施設管理准組合員制度を入れていただいたり、理事の資格要件を見直したり、利水調整規程の策定をお願いしたり、総代会の設置要件の引下げなど、総代会制度の見直しなどの御提案をさせていただいているところでございます。

○徳永エリ君 まあいろいろ今後心配されることがあるということになりますが、農業水利施設の維持管理や更新を行つるために、組合員ではなく農地の所有者や組合員ではない耕作者を准組合員として資格を付与するということになりますけれども、例えばその農地を持つている方が離農をする、そして耕作者に貸します。もう土地改良区の組合員でもないし耕作もしていない、しかも高齢であるという方が果たして准組合員になるんだろうかと。やっぱり何らかのメリットがないと准組合員になるとということにならないんだと思いますね。

また、組合員ではない耕作者が准組合員になる

ということになると、賦課金とかそれから夫役の分担ということで負担が重くなるんじゃないかなとうようなことであつて、なかなかこれ准組合員にはなりづらいことがあると思うんですが、この辺りをどうしていくのか。

それから、全国一律に准組合員の制度を導入す

るのではなく、それぞれ土地改良区の判断に任せたというのはどういうことなのか、御説明いただ

きたいと思います。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

今回のお准組合員でござりますけれども、先ほど

来申し上げております貸借地につきましては、二

人の権利者がいる中で、従来の土地改良法は一筆

の土地に一人の資格者だけだったわけでございま

すけれども、それですとなかなか、その所有者の

方が正組合員であった場合にはは農業をやめた後も

引き続き自分がそのまま残つておられるという

ケースが特に都府県の方を中心見受けられると、そういうところでスムーズにリタイアをし

て耕作者に渡していただくにはどうすればいいか

ということで、今回その准組合員といふものに入つて、横に家建ててやればいいんだけど、地

域のいろんな活動の責任を負うのは嫌だからとしながら正組合員の資格を耕作者に譲つていただきけるような道が開けないかというような考え方でございます。

また、耕作者の方は、いきなり正組合員になつていただいてももちろん結構なんでございますけれども、いきなり正組合員になつた場合には、先

生お話をございました賦課金ですか夫役といったものが直接掛かってくることになりますので、例えればワシステップで准組合員に入つていただい

て、正組合員の所有者の方とお話しをしていた

だいて、分担部分を最初は少なくしてだんだん増やしていくとか、いろいろなバリエーションがあ

るんだろうと考えております。

この負担金につきましては、先ほど来、田名部

先生の御質問にもございましたが、最終的には、正准組合員それぞれのお話合いをしていただいて

合意をした場合に負担をしていただくということ

でございますので、御自分が御希望されないので、負担だけやつてくるというようなことは制度上はないということでお理解をいただければと思いま

す。

○徳永エリ君 御説明していただいたことはとて

もよく分かるんですけども、なかなかそのとおりにするというのが難しいんじゃないかなと思いま

りますので、現場の状況を確認しながら、できるだけ今お考えになつておられるような形になるよう

に今後も努力をしていただきたいというふうに思

います。

また、多面的機能支払の活動組織、PTA、町内会などの地域住民を構成員とする団体を施設管理准組合員として土地改良施設への管理の協力を求めることができるとしています。高齢化や人口減少で、こういった共同活動に参加する、こうい

う人たちを確保するのが大変に難しいということ

多面的機能支払で御支援を申し上げているわけでござりますけれども、例えは一例でござりますけれども、多面的機能支払の事務手続といったよ

うなものはなるべく簡素なものにしておるつもりでございますけれども、それでも、その活動団体の事務を取り扱われる方々にとって、帳面を付けたり写真を撮ったり、それを一定期間ごとに市町村に上げたりというような、その事務手続が非常にざいます。

そこで、所有者の方にも引き続き組合に関与

しながら正組合員の資格を耕作者に譲つていただきけるような道が開けないかというような考え方でございます。

また、耕作者の方は、いきなり正組合員になつていただいてももちろん結構なんでございますけれども、いきなり正組合員になつた場合には、先

生お話をございました賦課金ですか夫役といったものが直接掛かってくることになりますので、例えればワシステップで准組合員に入つていただい

て、正組合員の所有者の方とお話しをしていた

だいて、分担部分を最初は少なくしてだんだん増やしていくとか、いろいろなバリエーションがあ

るんだろうと考えております。

この負担金につきましては、先ほど来、田名部

先生の御質問にもございましたが、最終的には、正准組合員それぞれのお話合いをしていただいて

合意をした場合に負担をしていただくということ

でございますので、御自分が御希望されないので、負担だけやつてくるというようなことは制度上はないということでお理解をいただければと思いま

す。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

今、全国約四千六百の土地改良区がござります

けれども、そのうちの約二千五百の土地改良区の

地区内におきまして、延べ約一万八千の多面的機

能支払の活動組織が存在をしているということに

なつておるところでございます。

それで、この一万八千の、多くの活動団体が今

後この施設准組合員、施設管理准組合員に入つて

いただける道を今回開いたわけでござりますけれ

ども、実際どのぐらいに入つていただくなるのか、

我々意向調査はやっておりませんのでここで申し述べるわけにはいかないんですが、土地改良区に

対するアンケート調査の中で、先ほど申しました二千五百の土地改良区のうち一千九百の土地改良区におかれましては、やはりこの活動組織を始め

とする地域住民の方々の協力というものが今後の

土地改良施設の維持管理には是非とも必要である

というようなアンケート調査を頂戴をいたしてお

るところでございまして、土地改良区側からは、

そういう要望、要請、需要というのがあるということござります。

一方で、活動団体の方々の方も、これは私ども

多面的機能支払で御支援を申し上げているわけでござりますけれども、例えは一例でござりますけれども、多面的機能支払の事務手続といったよ

うなものはなるべく簡素なものにしておるつもりでございますけれども、それでも、その活動団体の事務を取り扱われる方々にとって、帳面を付けたり写真を撮ったり、それを一定期間ごとに市町村に上げたりというような、その事務手続が非常にざいます。

そこで、所有者の方にも引き続き組合に関与

しながら正組合員の資格を耕作者に譲つていただきけるような道が開けないかというような考え方でございます。

また、耕作者の方は、いきなり正組合員になつていただいてももちろん結構なんでございますけれども、いきなり正組合員になつた場合には、先

生お話をございました賦課金ですか夫役といったものが直接掛かってくることになりますので、例えればワシステップで准組合員に入つていただい

て、正組合員の所有者の方とお話しをしていた

だいて、分担部分を最初は少なくしてだんだん増やしていくとか、いろいろなバリエーションがあ

るんだろうと考えております。

この負担金につきましては、先ほど来、田名部

先生の御質問にもございましたが、最終的には、正准組合員それぞれのお話合いをしていただいて

合意をした場合に負担をしていただくこと

でございますので、御自分が御希望されないので、負担だけやつてくるというようなことは制度上はないということでお理解をいただければと思いま

す。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

今、全国約四千六百の土地改良区がござります

けれども、そのうちの約二千五百の土地改良区の

地区内におきまして、延べ約一万八千の多面的機

能支払の活動組織が存在をしているということに

なつておるところでございます。

それで、この一万八千の、多くの活動団体が今

後この施設准組合員、施設管理准組合員に入つて

いただける道を今回開いたわけでござりますけれ

ども、実際どのぐらいに入つていただくなるのか、

我々意向調査はやっておりませんのでここで申し

述べるわけにはいかないんですが、土地改良区に

対するアンケート調査の中で、先ほど申ました二千五百の土地改良区のうち一千九百の土地改良区におかれましては、やはりこの活動組織を始め

とする地域住民の方々の協力というものが今後の

土地改良施設の維持管理には是非とも必要である

というようなアンケート調査を頂戴をいたしてお

るところでございまして、土地改良区側からは、

そういう要望、要請、需要というのがあるということござります。

一方で、活動団体の方々の方も、これは私ども

多面的機能支払で御支援を申し上げているわけでござりますけれども、例えは一例でござりますけれども、多面的機能支払の事務手続といったよ

うなものはなるべく簡素なものにしておるつもりでございますけれども、それでも、その活動団体の事務を取り扱われる方々にとって、帳面を付けたり写真を撮ったり、それを一定期間ごとに市町村に上げたりというような、その事務手続が非常にざいます。

そこで、所有者の方にも引き続き組合に関与

しながら正組合員の資格を耕作者に譲つていただきけるような道が開けないかというような考え方でございます。

また、耕作者の方は、いきなり正組合員になつていただいてももちろん結構なんでございますけれども、いきなり正組合員になつた場合には、先

生お話をございました賦課金ですか夫役といったものが直接掛かってくることになりますので、例えればワシステップで准組合員に入つていただい

て、正組合員の所有者の方とお話しをしていた

だいて、分担部分を最初は少なくしてだんだん増やしていくとか、いろいろなバリエーションがあ

るんだろうと考えております。

この負担金につきましては、先ほど来、田名部

先生の御質問にもございましたが、最終的には、正准組合員それぞれのお話合いをしていただいて

合意をした場合に負担をしていただくこと

でございますので、御自分が御希望されないので、負担だけやつてくるというようなことは制度上はないということでお理解をいただければと思いま

す。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

今、全国約四千六百の土地改良区がござります

けれども、そのうちの約二千五百の土地改良区の

地区内におきまして、延べ約一万八千の多面的機

能支払の活動組織が存在をしているということに

なつておるところでございます。

それで、この一万八千の、多くの活動団体が今

後この施設准組合員、施設管理准組合員に入つて

いただける道を今回開いたわけでござりますけれ

ども、実際どのぐらいに入つていただくなるのか、

我々意向調査はやっておりませんのでここで申し

述べるわけにはいかないんですが、土地改良区に

対するアンケート調査の中で、先ほど申ました二千五百の土地改良区のうち一千九百の土地改良区におかれましては、やはりこの活動組織を始め

とする地域住民の方々の協力というものが今後の

土地改良施設の維持管理には是非とも必要である

というようなアンケート調査を頂戴をいたしてお

るところでございまして、土地改良区側からは、

そういう要望、要請、需要というのがあるということござります。

一方で、活動団体の方々の方も、これは私ども

多面的機能支払で御支援を申し上げているわけでござりますけれども、例えは一例でござりますけれども、多面的機能支払の事務手続といったよ

うなものはなるべく簡素なものにしておるつもりでございますけれども、それでも、その活動団体の事務を取り扱われる方々にとって、帳面を付けたり写真を撮ったり、それを一定期間ごとに市町村に上げたりというような、その事務手続が非常にざいます。

そこで、所有者の方にも引き続き組合に関与

しながら正組合員の資格を耕作者に譲つていただきけるような道が開けないかというような考え方でございます。

また、耕作者の方は、いきなり正組合員になつていただいてももちろん結構なんでございますけれども、いきなり正組合員になつた場合には、先

生お話をございました賦課金ですか夫役といったものが直接掛かってくることになりますので、例えればワシステップで准組合員に入つていただい

て、正組合員の所有者の方とお話しをしていた

だいて、分担部分を最初は少なくしてだんだん増やしていくとか、いろいろなバリエーションがあ

るんだろうと考えております。

この負担金につきましては、先ほど来、田名部

先生の御質問にもございましたが、最終的には、正准組合員それぞれのお話合いをしていただいて

合意をした場合に負担をしていただくこと

でございますので、御自分が御希望されないので、負担だけやつてくるというようなことは制度上はないということでお理解をいただければと思いま

す。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

今、全国約四千六百の土地改良区がござります

けれども、そのうちの約二千五百の土地改良区の

地区内におきまして、延べ約一万八千の多面的機

能支払の活動組織が存在をしているということに

なつておるところでございます。

それで、この一万八千の、多くの活動団体が今

後この施設准組合員、施設管理准組合員に入つて

いただける道を今回開いたわけでござりますけれ

ども、実際どのぐらいに入つていただくなるのか、

我々意向調査はやっておりませんのでここで申し

述べるわけにはいかないんですが、土地改良区に

対するアンケート調査の中で、先ほど申ました二千五百の土地改良区のうち一千九百の土地改良区におかれましては、やはりこの活動組織を始め

とする地域住民の方々の協力というものが今後の

土地改良施設の維持管理には是非とも必要である

というようなアンケート調査を頂戴をいたしてお

るところでございまして、土地改良区側からは、

そういう要望、要請、需要というのがあるということござります。

一方で、活動団体の方々の方も、これは私ども

多面的機能支払で御支援を申し上げているわけでござりますけれども、例えは一例でござりますけれども、多面的機能支払の事務手続といったよ

うなものはなるべく簡素なものにしておるつもりでございますけれども、それでも、その活動団体の事務を取り扱われる方々にとって、帳面を付けたり写真を撮ったり、それを一定期間ごとに市町村に上げたりというような、その事務手続が非常にざいます。

そこで、所有者の方にも引き続き組合に関与

しながら正組合員の資格を耕作者に譲つていただきけるような道が開けないかというような考え方でございます。

また、耕作者の方は、いきなり正組合員になつていただいてももちろん結構なんでございますけれども、いきなり正組合員になつた場合には、先

生お話をございました賦課金ですか夫役といったものが直接掛かってくることになりますので、例えればワシステップで准組合員に入つていただい

て、正組合員の所有者の方とお話しをしていた

だいて、分担部分を最初は少なくしてだんだん増やしていくとか、いろいろなバリエーションがあ

るんだろうと考えております。

この負担金につきましては、先ほど来、田名部

先生の御質問にもございましたが、最終的には、正准組合員それぞれのお話合いをしていただいて

合意をした場合に負担をしていただくこと

でございますので、御自分が御希望されないので、負担だけやつてくるというようなことは制度上はないということでお理解をいただければと思いま

す。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

今、全国約四千六百の土地改良区がござります

けれども、そのうちの約二千五百の土地改良区の

地区内におきまして、延べ約一万八千の多面的機

能支払の活動組織が存在をしているということに

なつておるところでございます。

それで、この一万八千の、多くの活動団体が今

後この施設准組合員、施設管理准組合員に入つて

いただける道を今回開いたわけでござりますけれ

ども、実際どのぐらいに入つていただくなるのか、

我々意向調査はやっておりませんのでここで申し

述べるわけにはいかないんですが、土地改良区に

対するアンケート調査の中で、先ほど申ました二千五百の土地改良区のうち一千九百の土地改良区におかれましては、やはりこの活動組織を始め

とする地域住民の方々の協力というものが今後の

土地改良施設の維持管理には是非とも必要である

というようなアンケート調査を頂戴をいたしてお

るところでございまして、土地改良区側からは、

そういう要望、要請、需要というのがあるということござります。

一方で、活動団体の方々の方も、これは私ども

多面的機能支払で御支援を申し上げているわけでござりますけれども、例えは一例でござりますけれども、多面的機能支払の事務手続といったよ

うなものはなるべく簡素なものにしておるつもりでございますけれども、それでも、その活動団体の事務を取り扱われる方々にとって、帳面を付けたり写真を撮ったり、それを一定期間ごとに市町村に上げたりというような、その事務手続が非常にざいます。

そこで、所有者の方にも引き続き組合に関与

しながら正組合員の資格を耕作者に譲つていただきけるような道が開けないかというような考え方でございます。

また、耕作者の方は、いきなり正組合員になつていただいてももちろん結構なんでございますけれども、いきなり正組合員になつた場合には、先

生お話をございました賦課金ですか夫役といったものが直接掛かってくることになりますので、例えればワシステップで准組合員に入つていただい

て、正組合員の所有者の方とお話しをしていた

だいて、分担部分を最初は少なくしてだんだん増やしていくとか、いろいろなバリエーションがあ

るんだろうと考えております。

この負担金につきましては、先ほど来、田名部

○理事舞立昇治君 申合せの時間を過ぎておりますので、質疑をおまとめください。

○徳永エリ君 土地改良区のこの施設の管理に関しては、今の御説明だとある意味ボランティアみたいなところがあると思うんですけれども。

ちょっとこの機に乗じて、大臣、一言お願ひだけしておきたいんですが、この多面的機能払い、北海道 単価安いんですね。やっぱり何らかのインセンティブがないとやる気起きませんから、この土地改良施設の管理の協力ということを考えると、やはり北海道も単価を一律にしていただきたいということをお願いしたいんですが、一言伺つて終わります。

○理事舞立昇治君 時間を過ぎておりますので、答弁は簡潔に願います。

○国務大臣 齋藤健君 この多面的機能支払の交付単価につきましては、実は共同で取り組むことが必要な水路や農道等の保全活動に要するコストに着目してお支払をするということになつておりますし、そのコストが北海道とそれから北海道以外では違うということが反映されて単価が違うということになつておりますので、そのコストに大きな差がある以上は、ちょっとこの交付単価の方の一律化というものは現時点では難しいかなというようと思つております。

○徳永エリ君 精査してください。

ありがとうございます。終わります。

○小川勝也君 立憲民主党・民友会の小川勝也でございます。心なしか出番が多いなというふうに感じておりますけれども、お付き合いをいただければと思います。

昨日、久しぶりに党首討論が開かれまして、私は現場には行けませんでした、テレビで見させていただきました。枝野立憲民主王党代表からは、総理大臣夫人である昭恵夫人が秘書官を通じて財務省に問合せや働きかけをしたことについて、これはいいことかというふうに総理に質問をいたしま

したけれども、総理はまともに答えませんでしょ。そのことを中心に、党首討論の在り方についても各紙がいろんな報道をしていましたように思いますが、時間が短いんじゃないかな、もう一つは、総理が真摯に答えない意味がないんじゃないかな、いかということあります。

その現場におられまして、内閣総理大臣の下で閣僚を務めておられます齋藤農林水産大臣はどういう御感想をお持ちになられたでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣 齋藤健君 党首討論の在り方について、今、私の立場でコメントするのはなかなか難しいなと思うんですけども、きちんととした、国際的な議論であつてほしいなとは思つております。

○小川勝也君 齋藤総理が実現したら、私も党首になれるよう頑張りたいと思います。

さて、法案の審議に移らせていただきたいと思いますけれども、先ほど来お話をございました。

御案内のように、我が国の水利施設は、これは世界最高水準。平野先生や、同じ誕生日の進藤先生におべつかを使うわけではありません。これはすばらしい。そして、そのときはなぜ喜びが大きかったかというと、米を作る喜びが今よりも大きかった。そして、日本全国が米の増産を望んでいたからであります。

○小川勝也君 私の地元は天塩川水系の一番南側で、多分地図を見ても想像を付けていただけないかと思います。吉例に従いまして、大臣には通告のない質問をさせていただきます。

昨日、久しぶりに党首討論が開かれまして、私は現場には行けませんでした、テレビで見させていただきました。枝野立憲民主王党代表からは、総理大臣夫人である昭恵夫人が秘書官を通じて財務省に問合せや働きかけをしたことについて、これはいいことかというふうに総理に質問をいたしました。

も、足りなくて岩尾内湖からその水を融通してもらうということで、サイホン技術というんだそうありますけれども、高いところから低いところ

でありますけれども、経常賦課金に格差があつたり、積立金等の資産や借入金に、負債に格差があつたり、あるいは事業形態が異なるといったことがあり、関係土地改良区数でいうと六百七十ぐら

いの関係のところが合併という実績にはなつておらず、議員が御指摘のよう、財務基盤が厳しく必要があると思つております。

毎年、合併は一定程度実施はされておりま

してからまた高いところに水を持ってくるとい

うことで、担当の皆さんにとつては大したことのない話だというふうに言うんですけども、僕ら

小学校のときの大驚いたものであります。

そのときは恩恵を受けた農家戸数がたくさんあ

りましたけれども、どこもかしこも同じであります。

戸数がどんどん少なくなつてまいりました。

今の水利を維持するときも、そしてそれを改修す

るととも、賦課金が大変重くなつてくるだろうと

いうふうに容易に想像するわけであります。

田名部委員のお話もございました。私も幾つかの関係者にお話をさせていただくと、土地を増やすときにそのことはもう織り込み済みだから我々の仲間内ではみんな覚悟しているよという答えが大きかつたわけでありますけれども、北海道の土地改良区はしっかりとし、そして水田農家もある程度面積を大きくしてしっかりしていいるので大丈夫かなというふうに私は思つたわけであります。

しかし、先ほど来お伺いをしていますと、全国の土地改良区は四千五百から四千六百、大変多くある土地改良区があり、そしてその基盤が脆弱な土地改良区もあるということが容易に想像できるわ

けであります。財務が厳しい、そしてその先に、事務が追いつかないとか、あるいは見回りもできないというようなところもあるうかと思つていま

す。

連合の役割もあるうかと思つますけれども、例えれば、かつて農林水産省が漁協、マリンバンクを合併、統合を指導したように、財務の厳しい土地改良区に対してもそのような指導をするお考えか

どうかお伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(上月良祐君) 将来にわたつて良好な營農環境を確保していくためには、土地改良施設の維持管理が適切に行われていくことが必要でございます。

土地改良区は、できる限り健全な財務基盤の下で適切な業務執行体制が確保されないと必要があると思つております。

毎年、合併は一定程度実施はされておりまして、ここ十年ぐらい見ましても二百近くの合併件数

があります。土地改良区のところが合併という実績にはなつておらず、議員が御指摘のよう、財務基盤が厳しく必要があると思つております。

ただ、議員が御指摘のよう、財務基盤が厳しくところとなれば、経常賦課金に格差があつたり、積立金等の資産や借入金に、負債に格差があつたり、あるいは事業形態が異なるといったことがあつたりした場合、直ちに合併というふうな合意形成というのはこれなかなか難しい場合も多

いだらうというふうに思います。

そういうこともありますから、今回の改正において、施設の見回り、監視でありますとか、効率化やコスト削減をしっかりとしていくということが、土地改良区連合ということによつてやつていくことが大変有効な手段であるというふうに考えておつたわけですが、現行制度ではそれができなかつたというふうに思つたというふうに思つたのですが、現行制度ではそれができなかつたというふうに思つたわけですね。こういった維持管理に関する事務でありますとか、小水力発電等も一緒にやっていく、附帯事業も一緒にやっていくことで財務基盤も改善できるところもあるうかと思います。

そういう意味で、土地改良区連合の業務範囲を拡充していく方向でやつていくということです、今回はこの改正によって考えているわけであります。各土地改良区の置かれた状況に応じて選択の幅を広げていく、財務基盤が改善していけば少し難しかつた合併にもつながつていくようなケースもあるうかとは思います。

そういう意味で、関係者の合意形成が円滑に図られていくように努めていきたいと考えております。

○小川勝也君 上から強引に合併を指導するといふことは当然反対でありますけれども、後に触れますけれども、それぞれの土地改良区がしつかり

と意思決定をする能力を有するということは非常に大事なことだらうというふうに思います。

今回、准組合員の制度化については、おおむね賛成をさせていただきたいと思います。それぞれ地域のことは地域で決めるというのは、これは当たり前のことでありますけれども、今回のこの土地改良の、いわゆる土地保有者が果たす役割、耕作者が果たす役割、北海道、東北と九州と大きく違うということを改めて勉強をさせていただきました。

いわゆる欧米社会と違つて、我々の国特に水田地域は、みんな同じ時期に同じ作業を、同じ作物をとりますので、元来仲よくする

というのが基本でありますので、ここは、その地域ごとに様々なトラブルの解決手段もあるのかなというふうに思つています。しかし、これ水戦争という言葉もあるとおり、一つ上流の農家と一つ下流の農家とは、稲作がスタートして以来いろんな紛争やトラブルがあつたということを書物で勉強させていただきました。そして、土地を持つて

いうふうに思つています。しかしながら、これまでのところはいかがつかれども、いわゆる営農意欲や拡大意欲が満々ある人と耕作している人も、様々利害が一致しないケースが出てくるのかなというふうにも思ひます。ここも、後にお話をさせていただきますけれども、いわゆる営農意欲や拡大意欲が満々ある人との間で、いつリタイアするのか、自分の一族がもう農業から撤退をするのかなというふうに思つて

いる保有者と、そして制度がどういうふうに変わつていくのかなというふうに戦々恐々としている方々といろんな利害が一致して、トラブルがな

いと言えれば私はうそになるんだろうというふうに思ひます。

原則は、それぞれの地域にトラブルシャーティングを任せることの当然だらうというふうに思ひますけれども、新しい制度ができ上がるこによつて、こういう場合にはこういうふうに解決をしたらどうですかというガイドライン的なものを農林水産省として作成するお考えはあるかないか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

先ほど来何度も出ておる、貸借地における組合員が、所有者が耕作者かどうかなるか、なるべきか、なつてゐるかと、どういった御議論の延長線上の御質問だと思っております。

繰り返しになりますけれども、先生お話をございました北海道ですとか、私、東北でございますけれども、東北、北陸といったようなところは、この原則どおりの耕作者が組合員となる割合が高いわけでございますが、一方で、関東以西、所有者の割合が高くなつてゐる実態がありまして、したがいまして、こういう実態のまま、どちらかを一律に事業参加資格者、正組合員だというふうに決めることは、このことはもう本当にトラブルが続出することになるだらうということで、私ども、今回そういう御提案はさせていただいておらないわけでございます。

そういうわけで、この准組合員といつても一つの資格をつくりまして、一筆の上にいらっしゃる二の方方が、基本お話しをしていただいて、どちらかが正組合員になり、どちらかが准組合員にならざるを得ないわけでございますが、それはなぜかと申し上げれば、冒頭申し上げましたように、何らかの形でそれを決めようとしたしますと、現時点の地域実態から見て、なかなか全国に共通するようなガイドライン的なものが今決めにくい、決められないというようなことで、今回、この三段階の任意の制度を皆さんの方で、ここで判断をしていただくというような御提案をさせていただいたところでございます。

○小川勝也君 答弁は結構でございますが、せつかりいただいた答弁ですので、田名部委員のようになって入つていただくといったような三重な構造の選択制が三つ重なつてゐるような仕組みを今回御提案をさせていただいたところでございま

したがいまして、こういう納得すべくの話合いができて、正組合員、准組合員として一筆の土地の方が入つてこられて分担もできるということで組合員資格が与えられますので、加入当初は、先生御懸念のようないろいろなトラブルと、いうのは余り想定されないのでないかなと考えておるところです。

しかしながら、時代が、時が流れていますれば、先ほど先生からお話をございましたように、そ

の准組合員の方はもつと規模拡大してというような思いをお持ちである一方、所有者の方はまあまことにみたいなことでなつていて、このままこの耕作者の方に貸しておくるのはいかがかり得るわけでございますが、そういう場合には、原点に返つていただきますと、正組合員と准組合

員の間でその負担関係に合意が得られないという事態になりますので、基本的には准組合員の方が脱退をされると、まあ正組合員は当然加入なので脱退はできませんので、准組合員の方が脱退されしていくことになるのかなと考えておるところでございます。

それで、そういう場合のトラブルを調整をするような仕組みというものを今何か考えてゐるかといえば、結論は考えておらないわけでございますが、それはなぜかと申し上げれば、冒頭申し上げましたように、何らかの形でそれを決めようとしたしますと、現時点の地域実態から見て、なかなか全国に共通するようなガイドライン的なものが今決めにくい、決められないというようなことで、今回、この三段階の任意の制度を皆さんの方で、ここで判断をしていただくというような御提案をさせていただいたところでございます。

○小川勝也君 答弁は結構でございますが、せつかりいただいた答弁ですので、田名部委員のようになって入つていただくといったような三重な構造の選択制が三つ重なつてゐるような仕組みを今回御提案をさせていただいたところでございま

したがいまして、こういう納得すべくの話合いができて、正組合員、准組合員として一筆の土地の方が入つてこられて分担もできるということで組合員資格が与えられますので、加入当初は、先生御懸念のようないろいろなトラブルと、いうのは余り想定されないのでないかなと考えておるところです。

出にも期待が掛かっています。しかし、水利施設を維持、改修する予算は、進藤先生と同じよう

に、私ども、北海道の改良区関係者や農業関係者の期待をいただきながら精いっぱい頑張ります。しかし、有限でありますので、どういうところに予算を集中させるのか、どこに水利施設の改修の優先権を発生させるのかという政策が大事だと考えています。

今御案内とのおり、マックス水田に水を張つていたときから、減反、減反、減反でどんどん水田面積が減つてます。そして、減り方と残し方がまばらであります。これは、地域を歩いていても、畑、畑、田んぼ、田んぼ、畑、田んぼ、田んぼ、畑と、こういうことであります。空から、飛行機から見えて、水が張つてあるところは光りますので、水田、水田、水田、畑、畑、

水田、水田と、これは、それぞれの地域で減反を協力をしていただく方にしてもらつたからこうなるわけであります。全てのところに水路が張つてありますので、水田、水田、水田、畑、畑、立派な水路が必要だし、水田にしないところは、まあ畑かんというのではありませんけれども、別な考え方になるということでありますので、それを合理的に私は立案するということが今一番大事なことなんではないかなというふうに思つています。

すなわち、容易なことではありません。地域全体、水が回らなくて水田にしない、あるいはお金掛けないという地域が出るであります。そして、引き受けるところの賦課金が多くなるかもしれません。そういつたことをやはり土地改良区全体で、自分たちの地域は将来を見据えてどうするのか、そして農林水産省はどういう政策をお示すのかと、いうことが非常に大事になるので、農林水産省の政策も大事だし、受ける土地改良区の意思決定も大事だと考えたのはそういうところからであります。

私の考え方は至極自然な考え方だと思いますけ

れども、この辺についての農林水産省の所見はいかがでしようか。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。先生から今、大変重要な御指摘をいただきました。基盤法の改正の審議のときにも御質問いたしましたけれども、ゾーニングの問題とも大変関わります。

今、ゾーニングの世界では農用地区域ということでべたつと、農用地ということで省令上は決めておりますが、地域の実態に応じまして、先進的な施設園芸をやられる区域ですとか、あるいはこれは輸出に向けた取組をなさる区域であるというようなことが、地域のお合いでそういうゾーニングが可能であれば、現行のゾーニングの世界でも農振法の世界でもそういうのは可能なわけございます。

一方で、そういうことが可能になる中で、土地改良事業としてそれをどういふうにタイアップしてといいますか、やつていくかということでおざいますが、土地改良事業は別に上からこういう事業をやれといつてべたつと貼り付けるものではありません。地域の戦略を地域で考えていただきまして、例えばここは大規模な稻作の展開を

図つていく地域だということで水田の大区画化をやつしていくといふような事業をなさるといふようなこともございまし、あるいは新規作物、高収益作物に転換していくといったことで、水田の汎用化ですか畑地化といったようなことをやつしていくという選択をされることもあるんだろうと思つております。従来、政府米地帯であつたところがいち早くそういう取組をして、高収益作物に転換をされて、大変所得が上がつてゐるというようなことも地域としてはあるわけでござります。そのような地域ごとの戦略に寄り添つて事業は進めていきたいと思っております。

それから、事業の実施に当たりましても、限られた予算でございますので、どの地域でも全てフルスペックで、大掛かりな、十アール二百万とか

三百万とか掛かるような事業ばかりやつていただろくと、これは農家負担の問題もございまし、いろいろな課題も出てくるわけでございまして、例えれば畦畔除去で簡易な大区画化を進めるといったところに何百筆のいわゆる所有者がいるのかと思つておるところでございまして、私ども、地域の皆様方と十分お合いでしながら、地域農業がきちんと発展する形での土地改良事業の実施と

○小川勝也君 この際ですから、農家の方々からいただいた御意見 一つだけ申し添えたいと思います。かつてみんな田んぼつくついていたんですけども、間の方が多いわゆる畑作に転換したと。そうすることになりますと、水路は通つてゐるわけですから農家の方と農家の方が、水田をつくつてゐる農家の方と水田をつくつてゐる農家の方との間に畑作農家があると、そこの間の水路の管理が大変だということなんですよ。本州の一軒と北海道の一軒、違うわけですので、その間がもう大変だということになりますので、この際、そういうこともやっぱり考慮に入れて、新しい時代に、先を見据えた政策立案をお願いをしたいと思います。

それは、私たちの国にとって食料生産は生きることだつたし、その生きるすべが農地だつたのだと、命と同等程度に大事だつたものでありますので、それは軽々に発言をすることは誰もできませんから、戦後すぐの農地解放から今まで駆け込んで一獲千金を夢見たところ、北海道でいうと大体追い返される、価値ないよと。そういう社会でもありますので、少しきれいにしていただければというふうに思います。ここはちょっと時間ありませんんで、今日は答弁いただかないことにいたします。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

〔理事舞立昇治君退席、理事中泉松司君着席〕そして、徳永委員からも御紹介がございましたこの准組合員の制度はまあよしといたしますけれども、いつまで、いわゆる農家ではない方、そしてもうと言つて都市に住んでいる方に農地所有を認めると、議論も今朝させていただきました。私の考えは、やはり生涯農業者ということとして、自分が耕作できなくなつても尊厳を持つて農業者のまま、それは別な世界に行つていただきたいと、そして地域の皆さんから尊敬を集めて送られたいと、そう思います。しかし、その子供さんやお孫さんで農業に関心もなく耕作する気もなく都市に暮らしている人にいつまで農地と関わるか認めめるのか、これが大きな課題だと思います。

先日も、齋藤大臣にも同じことを申し上げました。今は、こういう制度をちょっとつくればまた数年しのげます。しかし、農業はこの国で未来永劫続いていくわけであります。一枚の田んぼに、何百筆の上に成り立つていてるのか、一戸の経営者のところに何百筆のいわゆる所有者がいるのかというのを早くきれいにしてあげないと私はかわいがきちゃんと發展する形での土地改良事業の実施といふうに思いますし、今の時代、立法府にいる者として私はこのことをやつぱり申し上げないわけにいかないというふうに思つています。

○小川勝也君 この際ですから、農家の方々からいただいた御意見 一つだけ申し添えたいと思ひます。

先日も、齋藤大臣にも同じことを申し上げました。今は、こういう制度をちょっとつくればまた数年しのげます。しかし、農業はこの国で未来永劫続いていくわけであります。一枚の田んぼに、何百筆の上に成り立つていてるのか、一戸の経営者のところに何百筆のいわゆる所有者がいるのかと

いうのを早くきれいにしてあげないと私はかわいがきちゃんと發展する形での土地改良事業の実施といふうに思いますし、今の時代、立法府にいる者として私はこのことをやつぱり申し上げないわけにいかないというふうに思つています。やはり、蜜蜂もカエルもトンボもドジョウもいたから良かつたですという話ではないと思います。しかし、それは全国あまたある田んぼの中で、一か所や二か所に魚道があつてナマズが上がりつた

ことだつたし、その生きるすべが農地だつたの

で、命と同等程度に大事だつたものであります

で、それは軽々に発言をすることは誰もできませんから、戦後すぐの農地解放から今まで

駆け込んで一獲千金を夢見たところ、北海道でいうと大体追い返される、価値ないよと。そう

いう社会でもありますので、少しきれいにしていただければというふうに思います。ここはちょっと時間ありませんんで、今日は答弁いただかないことにいたします。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

〔理事中泉松司君退席、理事舞立昇治君着席〕土地改良事業におきましては、環境との調和と

いうのは大変重要な課題でござります。平成十三年にになりますけれども、十三年の土地改良法の改正に当たりまして、この土地改良の事業実施に際して環境との調和に配慮することというのを原則として法律に書かせていただきたところでござります。これを受けまして、技術指針というものを整備をいたしまして、今先生からお話をございましたような水田魚道の整備ですとかビオトープの設置といったようなことに取り組んでおるところでございます。

牛歩、運々としてということだとは思いますが、これまことに現場の皆様方との調整、御納得といったものも必要になりますので、私どもは、その一方で十三年の法律にきちんと位置付けたということも踏まえてしっかり対応してまいりたいと思っております。

あわせてございますが、日本型直接支払制度

鳥獣、野鳥、水田の生き物、こういうものを大事にした水田や畑作をつくることができないだろうかといろんなことを申し上げてきたところ、様々

な水路で魚が上がりやすいように、それぞれの地域でいる魚も違うので、いろんな工夫も経験として積み上げましたという報告をいただきました。しかし、それは全国あまたある田んぼの中でも、

それがいいという前提で、すぐに全てを、かなうと

は思いませんけれども、前提で土地改良事業も、農業との関係で稻作も畑作もやつてほしいと私は思つてあります。

そのことについて、まあ牛歩じやありませんけれども、ゆっくりした歩みしか期待できないのは

承知をいたしておりますけれども、御答弁をいた

だきたいと思います。

○小川勝也君 前の改定のときにそのことが盛り込まれました。そのことも踏まえて今日は環境省期湛水管理など、生物多様性に資するような官農活動について一定の御支援も申し上げておるところでございます。

その多くは、水路、水田を含む里地里山を主な生息場所としておりますタナゴ類とかドジョウ類などの淡水魚となつてござります。  
○小川勝也君 今ちよと聞く限りにくかつたと思ひますけど、大臣、ドジョウがレッドデータブックにリストとして上つてくるということあります。

おりまして、それがもちろん生物多様性にも資するわけでありますけれども、「ブランドにならない」という取組を進めていたところであります。そういう地域の方々の努力というものをやつぱり農林水産省としても支えていくことの重要性は身にしみて感じてはいるところでございます。

本人は答えられなかつたんですか。

○政府参考人(池田一樹君) 先ほどの二つ合わな

まして、具体的にはそういうことについての記憶はないということでござります。

○紙智子君 本当に都合のいいところだけ記憶がないと言つんだけれども、これ、問題がないといふ結論を出すための調査では意味がないんですけど

文庫記念

にも来ていただいています。どういう調査をしていただいて、そして現在までのところどういう成果が上がっているのか、おまとめをいただければと思います。

私たちちが子供の頃は、私は年、若いんで、家の周りにまだジョウがいたという時代ではありますせんけれども、どんどんどんどん人間の欲望で減らしてきているんですね。自分たちだけがいい

○紙智子君　日本共産党的紙智子でございます。  
加計学園についてお聞きします。

ね。しかも、この歎医師の需給状況を説明したところだけは記憶に残っていて、ほかは記憶がないといって、これ、信じなさいと言われても無理じゃないでしようが。

○政府参考人(籠澤玲志君) 環境省では 調査サ  
イトを固定したいわゆる定点調査としてモニタリ  
ングサイト一〇〇〇という調査を実施しておりま  
すが、この中で、水路、水田を含む生き物に関する調査として、里地里山を対象とした全国三百三十七か所での調査や、湿地、湖沼を対象とした全国八十一か所での調査を一定期間ごとに実施しております。

かみしめなければいけないといふに思つていいことではないと、これを改めて私たちはます。

そういう里山も守りたいんですけど、その里山を守る人が集落にいなくなるという問題が今一番最大の問題であります。効率的で成長とかお金もうけの法案や議論はたくさん出ているわけでもありますけれども、集落を守るという議論は全然

書官が愛媛県側に対して、官邸には内閣参事官として農水省と文科省から出向している者がいるので必要に応じて相談してはどうかといつて、この参事官が状況は常に本省にも説明しているとありましたので、参事官は連絡を取り合っていたんじやありませんかといふうに聞きました。そうしたら、池田消費・安全局長は、本人に確認した

もう一つ、常に説明していたというふうにあります。常にというのはどういう意味なんですか。これ、聞かれましたか。

○政府参考人(池田一樹君) 常に本省にも説明をしているということにつきましては、これ愛媛県の文書にもあることとしてございまして、当人にヒアリングをした結果、四月一日につきましては、事前に秘書官の求めに応じまして需給状況等について

また、このほかにも、冬に日本へ渡つてくるカモ類につきましては、田んぼ周りとかため池などを利用する種もいるわけでございますが、都道府県の協力を得て、全国九千か所において毎年、日を決めて行う一斉調査を実施しております。

出てこないんですね。  
ここはしつかり齊藤大臣の決意をお伺いして、  
私の質問を終わりたいと思います。  
○理事舞立昇治君 申合せの時間を過ぎており  
ますので、簡潔に答弁はお願いします。（発言す  
る者あり）いやいや、申合せの時間が来ていま

というふうに答えたんですね。本人は、四月の面談前に柳瀬秘書官に、獣医師の需給状況について、手元にあった資料を基にして説明したところ、これ以外の記憶は残っていないと、大変不思議な答弁をされました。なぜ手元にこの獣医師の資料があつたのか不思議なんですけれども、四月の面

てお話を申し上げたという記憶があるということにしておきます。

これらはいずれも水路、水田に限った調査ではありますまいが、例えば毎年の全国的な傾向が分かる、今申し上げましたガンカモ類の一斉調査では、カモ類に関しては、平成十九年度の百九十一万羽を境に減少傾向にありました。ここ数年は百六十万羽程度でほぼ横ばいで推移しております。一方、ガン類に関しては近年、増加傾向にあるところです。

す。(発言する者あり) いえいえ、委員部から紙が来ておりますので。(発言する者あり) 答弁を進めてください。

○國務大臣(齋藤健君) 今、小川委員から御指摘された点はいつも小川委員から拝聴している御意見でありますて、私たちもその地域政策の重要性は十二分に認識をしながら政策を進めていきたいと思つております。個々の取組についてはこれまで

○政府参考人(池田一樹君) 該前というのはいつなんでしょう。この点につきましては、本人の方からは明確にいつかというようないつについての記憶はあるというふうには聞いてございません。

○紙智子君 四月の面談前というのは、四月当日前のものか、それともその前のものか、いつ、どこで説明をしたのか。そして、そのときにはほかに誰かがいたのか。

したように、この常時にいう部分につきましては、愛媛県側の文書でござりますので私どもの古からコメントをするということはできませんが、ただ、この件につきまして、本省に連絡をしたということではありますれば、この件につきまして、事前に柳瀬秘書官の方から求めに応じまして需給状況等についてレクをしたということを記憶が残っているということをござります。

さらに、環境省では、国内に生息する野生生物を対象として、個々の種の絶滅の危険度を生物学的な観点から評価したレッドリストというものを作成しておりますが、今月公表いたしました環境省レッドリスト二〇一八では、汽水・淡水魚類のうち四二%が絶滅危惧種に選定されております。

でも何度も御説明をさせていただいているところ  
であります。

ちょっと加えて、生物多様性の話ありましたけ  
ど、私の地元の千葉県野田市では、無農薬で農作  
をやって、したがって黒酢で病害虫を排除すると  
いうことで、それと同時に、コウノトリを飼つて

いたのか。これ、どうですか。  
○政府参考人(池田一樹君) 先ほどと同様で、「どうな  
いますが、そういう点につきまして、ヒアリン  
グの中では得られておらない」ところでございま  
す。

○紙智子君 愛媛県の文書にあつたからといつてじゃなくて、愛媛県の文書にあるから、そういうふうに常にやつていたというのを本人に確認したんですか。していないんですか。

○國務大臣(齋藤健君) これ、この点につきましては前回の紙委員の質問のときにも御指摘をされ

省にも説明しているという点について、実は改めて私の指示で当該職員に確認をいたしました。これはそのときのお話でありますが、面談に先立つて、先ほどありましたけど、獣医師の需給状況などを柳瀬秘書官から聞かれたので、手元にあつた資料を基礎に、農林水産省にも客観的な見方を聞いた、獣医学部の新設に関連して、面談の前後でこれ以外に農林水産省と連絡を取つたことはないとい記憶しているというのがこの当事者へのヒアリングの結果でございましたので、そのまま報告させていただきます。

○紙智子君 ですから、ちょっとその記憶をはつきりしているところがあるんだけど、それ以外は記憶していないというのは、どう考えたってやっぱり不自然なんですよね。

それで、やっぱり疑惑の解明、真相究明を求めているわけですから、ここはそれでよしとしないで、是非真相を、拒否しないで、深めてちゃんと追及してほしいんですよ。

農林水産省は加計学園のこの獣医学部の新設をいつ知ったのかって前回もやりましたけれども聞いたいたら、二〇一五年の六月だというふうに言つたわけです。四月の時点で本省に常に説明しているということになると、これ農水省が知つたのは四月以前になるんじやありませんか。

○政府参考人(池田一樹君) 農林水産省といったまでは、平成二十九年一月十二日に開催されました第二回の今治市の分科会、ここで加計学園が提案者として応募していることが紹介されました。したがつて、事業者の候補と明確にその時点での認識をいたしました。

ただ、今治市は平成十九年度から構造改革特区における獣医学部の設置を提案してきておりまして、その説明資料に加計学園が設置主体として記載されており、その旨公表されておりました。したがつて、今お話をございました農林水産省としても、平成二十七年六月に今治市が国家戦略特区に

提案を行った時点では説明資料に加計学園の記載はございませんでしたが、事業者としての可能性を想定し得る状況にあつたものと考えております。

同様に、今御指摘のありました平成二十七年四月でございますが、この時点でもそのことにつきましては認識できた、そういうような状況にあつたものと考えております。

○紙智子君 要するに、この前は六月の時点だとおっしゃっていたんだけど、この文書新たに出てきて、そこでは本省に常に説明している、四月ですかね。だから、四月の前から知つていないと本省が常に説明できないと思うんですよ。四月以前に認識していたということになるんじやないかと聞いたんですけど。

○政府参考人(池田一樹君) これは、四月十九日に委員から御質問がありまして、私もお答えしておりますが、そのときも四月の時点のことについてお尋ねがありまして、「当時でござりますが、同学園が獣医師養成系大学の設置を考えている」ということは認識できたものと考えております。」とお答えをしております。これは、先ほど申し上げましたように、今治市が平成十九年度から構造改革特区における獣医学部設置の提案をしておりまして、その説明資料に加計学園が設置主体として記載をされてございまして、その旨公表されございました。したがいまして、加計学園がこういった獣医学部設置の主体ということにつきまして想定し得るということを申し上げたところでございます。

○紙智子君 ということは、この前までは六月の時点で認識したと言つていたけれども、四月前からそうだっただつたというふうに認識変わつたということです。

○政府参考人(池田一樹君) これは四月十九日の段階でございますが、委員の御質問にお答えで、この四月の当時でございますが、同学園が獣医師養成系大学の設置を考えているということにつきましては認識できたものと考えております。

○紙智子君 つまり、四月二日のときに、その実際には来てやっている前から農水省は分かっていましたということになるんですかね。そこをちょっとと聞いたんです。そこを確認したい。

○政府参考人(池田一樹君) 平成十九年の段階から構造改革特区で獸医学部の提案をしてきてござりますので、そういう意味から同学園が獸医系大学の設置を考えているということは四月の段階でも認識できたものと考えます。

○紙智子君 だから、四月二日前から分かっていだということなんじやないですか。何でそういうふうにちゃんと、そうかどうかということを、前から。

○政府参考人(池田一樹君) 農林水産省といったまして、今治市が国家戦略特区に提案を行つたということが公になりましたのは平成二十七年六月でございますから、それ以前につきましては、國家戦略特区の提案を行つたということは知つてございません。

したがいまして、国家戦略特区の事業者というところではなく、加計学園が獸医学部設置の意向を持つてゐるということについての認識があつたということでござります。

○紙智子君 同じ答弁繰り返さないでほしいんですよ。やっぱりここに至つては、農林水産省自身の説明責任が求められていると思うんですよ。大臣、この内閣府の出向者は本省の誰に説明していくのか、それが本省でその状況がなぜ共有されなかつたのか、それを解明しないと、やっぱり農林水産省を挙げて疑惑を解明する立場を示さなければ、農政に対する信頼が搖らぐんじやありませんか。

○国務大臣(齋藤健君) 先ほどの本省の説明しているという件につきましても、この文書が出たものですから、私の方から指示をして、その当該職員に確認をしたら、先ほども答弁申し上げたとおりで、面談の前後、ですから前においてもということだと思いますが、これ以外に農林水産省と連

絡を取つたことはないと記憶をしているというの  
がきちんとヒアリングをじろと指示して出てきた  
彼の見解でありましたので、これにプラスすること  
ともマイナスすることも私としてはここで御答弁  
できないということをございます。  
○紙智子君 ですから、問題ありませんでしたと  
いう結果のために聞いてもらつてあるんじやなく  
て、やっぱり真相をはつきりさせるためにとこと  
んちゃんと聞いてほしいんですよ。しっかりと解  
明させてほしいんですよ。  
それで、加計学園の問題というのは、やっぱり  
これ総理の腹心の友のために行政をゆがめたとい  
う疑いが持たれている問題ですよ。安倍政権に  
なつて以降、行政への信頼や農政への信頼が壊れ  
つつある。法案だけをどんどんと処理するん  
じやなくて、やっぱりちゃんと真摯にこの疑惑の  
解明をなされるように、重ねて求めておきたいと  
思います。  
それで、土地改良法についてですけれども、土  
地改良区のこの組合員の高齢化や離農や農業經營  
の規模拡大が進む中で、一九九〇年度に八千百三  
十二あつた土地改良区が二〇一六年には四千五百  
八十五に減少したと。組合員数も四百六十六万人  
から三百五十九万人に減少したということですよ  
ね。  
それから、土地改良区の事務体制、これはその  
半数において専任職員を置けない状況にあるとい  
う実態です。今後、施設の維持管理、更新に支障  
を来すおそれがあるということなんですね。  
それから、土地持ち非農家が組合員になつてい  
るために耕作者の意見が事業運営に適切に反映し  
にくいということも課題になつてているというふう  
にお聞きをしているわけですね。今回の改正案  
は、そういう点では実情に合つた改正案になつて  
いるんだろうというふうに思います。  
そこで、改正内容について幾つかお聞きするん  
ですけれども、組合員の資格を交代するに当たつ  
て、この費用をどちらが負担するのかが課題だ  
と。先ほど來質問も出されているんですけれど

も、改めて確認の意味で、法案概要では、組合員と准組合員の間での賦課金、夫役の一部を分割して負担するというふうになつてはいるんすけれども、組合員と准組合員の調整をどのようになされるんでしょうか。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

准組合員制度につきましては、累次御答弁を申し上げさせていただいてきたとおり、任意の制度として入れさせていただくということを考えております。

准組合員制度をその土地改良区において導入されるかどうか、それから導入された場合に准組合員として組合に加入されるかどうか、それから組合へ准組合員として加入されることとなつた場合においても、正組合員との間で賦課金、夫役を分担するかどうか、これ、いずれも任意の、まさに当事者が判断をすることになります。

先生から御質問ございましたその賦課金、夫役の分担関係につきましては、特にその正組合員と准組合員の間で納得すべくお詫びをしていただきたい、合意が得られた場合には土地改良区に申し出ていただいて、その後に土地改良区から両正組合員と准組合員に債権が発生するといったような形になるところでございまして、基本的には両当事者間の合意によりまして決定されるということですございます。

○紙智子君 当事者間の合意が大事ということですから、是非不満が残らないように調整をしていただきたいと思います。

それから、利水調整のルール化についてもお聞きします。

農業経営の規模拡大に伴う農作業の長期化や気候変動が進む中で、米の作付け品種も多様化しています。埼玉県では、栽培技術が進化をして、コシヒカリもあれば、高温に強い品種を植えると。収穫時期が八月から十一月に広がっていますから、水の管理が大事だというふうにお聞きしました。

水管理は収穫時期にも影響します。今回の改正

でどういうメリットがあるのか、端的にお話ししてください。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

水の用水の配分につきましては、従来、先生からお話をございましたが、均一的な農家の方々が

同じ種の品種のものを作付けをするということで、非常に組合員の方の水需要が多様化をしている中

で、非常に組合員の方の水需要が多様化をしてい

るという状況でございます。さらに、出作、入り

作の進展もございまして、この地区に外から入っ

てこられた方につきまして、耕作者につきまして

は、従来ですと、そこでの所有者の方が正組合員

のままですと、その方は土地改良区に対して、こ

の土地改良区の水配分について何の意見も申し

上げられないというような状況があるわけでござ

ります。そういうことに鑑みまして、今般、准組

合員として入つていただきことで、総会での意見

の申出なりりその利水調整規程を総会で決めるこ

とで、その場で水管理なりに透明化が図られるとい

うことを期待しております。

○紙智子君 総代会制度の見直しについても聞き

たいんですけども、今回の改正は総代会の設置

要件などを見直すのですけれども、特に選管委員会の廃止についてお聞きします。

そもそも、総代会の選挙を選管委員会による管理で行つたのはなぜで、それを廃止するのは

なぜかということを端的にお願ひします。

○政府参考人(荒川隆君) この法制定当時、昭和二十四年でございます。農地解放の直後というふう

とございまして、まさに民主的かつ公正な選挙

の実施をするということで導入されたところでござ

ります。

しかしながら、その後、土地改良区の民主的な

運営が定着をしておりまして、同種同様のこういった団体につきましても選管委員会での選挙が行われている事例はだんだんだんだん少なくなつてきておるところでございまして、先ほど來

申しておりますような土地改良区側の費用の問題、それから手続の問題、いろいろございまして、今般、現場の御要請も踏まえてこういう改正提案をさせていただいたところでございます。

○紙智子君 あと一問、是非お聞きしたいんですけれども、二〇一六年四月の熊本地震から二年に

なります。熊本、当時を思い出すのは、のり面が崩れて水路が泥で埋まつた中山間地の水田で、人

の背丈以上に陥没した水田があつたわけです。阿蘇市の土地改良区では、直後から自分たちでパイ

ブラインを点検したり漏水箇所を探したら百五十分か所といふことで、電気が復旧して使えないポンプもありました。それから、大雨とかその後のいろんな自然災害もあって、農業の再建にそんな中でも苦労されているんですねけれども、現在の農地災害復旧事業の現状、そして検査、査定件数、復旧完了済みの状況を説明をしていただきたいと思

います。

○国務大臣(齋藤健君) 発災時、副大臣として、(発言する者あり) 発災時、副大臣として陣頭指揮執つた人間として、最後の最後までしつかりやつていきたいと思います。(発言する者あり)

○儀間光男君 日本維新の会の儀間です。

小川委員、ありがとうございました。すっかり眠気が覚めました。元気があって、目が覚めます。

○理事(舞立昇治君) 時間を過ぎておりますので、答弁は簡潔に願います。

○政府参考人(荒川隆君) はい。

二十八年四月に発生しました熊本地震によりま

して、農地、農業用施設につきましては合計七百二億円に上る甚大な被害が発生をしたところでござります。

農林省といたしましては、この復旧に当たりま

して、激甚災害の指定によります補助率のかさ上

げですか査定前着工制度の導入、それから被災市町村への農業土木技術者の派遣といったような

ことを通じてしっかりと支援をさせていただいてきました。

本年四月末時点では、災害復旧事業の査定件数二千二百三十件のうち、九割に当たります二千五百件で工事に着手済みであります。うち、九百四十三件では既に事業完了をしたところでござります。

なお、残りのものにつきましても、大規模なため池が一件ございまして、これを除きますと、残りの全ての案件につきまして今年度内での災害復旧事業の完了を予定しておるところでござります。

○理事(舞立昇治君) 申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔にまとめてください。

○紙智子君 時間になりましたので、それで山間地がまだもうちょっととということなので、是非、銳意御努力、大臣、最後一言だけお願ひします。

○理事(舞立昇治君) 大臣、簡潔にお願いします。

○国務大臣(齋藤健君) 発災時、副大臣として、(発言する者あり) 発災時、副大臣として陣頭指揮執つた人間として、最後の最後までしつかりやつていきたいと思います。(発言する者あり)

○儀間光男君 日本維新の会の儀間です。

小川委員、ありがとうございました。すっかり眠気が覚めました。元気があって、目が覚めます。

○理事(舞立昇治君) 申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔にまとめてください。

○紙智子君 時間になりましたので、それで山間地がまだもうちょっととということなので、是非、銳意御努力、大臣、最後一言だけお願ひします。

○理事(舞立昇治君) 大臣、簡潔にお願いします。

○国務大臣(齋藤健君) 発災時、副大臣として、(発言する者あり) 発災時、副大臣として陣頭指揮執つた人間として、最後の最後までしつかりやつていきたいと思います。(発言する者あり)

○儀間光男君 日本維新の会の儀間です。

小川委員、ありがとうございました。すっかり眠気が覚めました。元気があって、目が覚めます。

○理事(舞立昇治君) 申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔にまとめてください。

○紙智子君 時間になりましたので、それで山間地がまだもうちょっととということなので、是非、銳意御努力、大臣、最後一言だけお願ひします。

○理事(舞立昇治君) 大臣、簡潔にお願いします。

○国務大臣(齋藤健君) 発災時、副大臣として、(発言する者あり) 発災時、副大臣として陣頭指揮執つた人間として、最後の最後までしつかりやつていきたいと思います。(発言する者あり)

○儀間光男君 日本維新の会の儀間です。

小川委員、ありがとうございました。すっかり眠気が覚めました。元気があって、目が覚めます。

○理事(舞立昇治君) 申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔にまとめてください。

○紙智子君 時間になりましたので、それで山間地がまだもうちょっととということなので、是非、銳意御努力、大臣、最後一言だけお願ひします。

○理事(舞立昇治君) 大臣、簡潔にお願いします。

○国務大臣(齋藤健君) 発災時、副大臣として、(発言する者あり) 発災時、副大臣として陣頭指揮執つた人間として、最後の最後までしつかりやつていきたいと思います。(発言する者あり)

○儀間光男君 日本維新の会の儀間です。

小川委員、ありがとうございました。すっかり眠気が覚めました。元気があって、目が覚めます。

○理事(舞立昇治君) 申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔にまとめてください。

○紙智子君 時間になりましたので、それで山間地がまだもうちょっととということなので、是非、銳意御努力、大臣、最後一言だけお願ひします。

○理事(舞立昇治君) 大臣、簡潔にお願いします。

○国務大臣(齋藤健君) 発災時、副大臣として、(発言する者あり) 発災時、副大臣として陣頭指揮執つた人間として、最後の最後までしつかりやつていきたいと思います。(発言する者あり)

○儀間光男君 日本維新の会の儀間です。

小川委員、ありがとうございました。すっかり眠気が覚めました。元気があって、目が覚めます。

○理事(舞立昇治君) 申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔にまとめてください。

○紙智子君 時間になりましたので、それで山間地がまだもうちょっととということなので、是非、銳意御努力、大臣、最後一言だけお願ひします。

○理事(舞立昇治君) 大臣、簡潔にお願いします。

○国務大臣(齋藤健君) 発災時、副大臣として、(発言する者あり) 発災時、副大臣として陣頭指揮執つた人間として、最後の最後までしつかりやつていきたいと思います。(発言する者あり)

○儀間光男君 日本維新の会の儀間です。

小川委員、ありがとうございました。すっかり眠気が覚めました。元気があって、目が覚めます。

○理事(舞立昇治君) 申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔にまとめてください。

○紙智子君 時間になりましたので、それで山間地がまだもうちょっととということなので、是非、銳意御努力、大臣、最後一言だけお願ひします。

○理事(舞立昇治君) 大臣、簡潔にお願いします。

人が、いろいろな施策はしたけれども、止まる条件がないというような形だと思います。

この耕作放棄地の今言つた数字の中からは、土地改良区における耕作放棄地の現状は見えてこない、資料を探れなかつたです、見えてこないんです。土地改良区内に放棄地は一体どのくらいあるのか、それ、現況を知りたいんですが、もし手持ちに資料があるならば教えていただきたい、なければないで結構であります。

○副大臣(谷合正明君) 耕作放棄地の御質問がございました。

ほど来お答え申し上げておりますが、地域によつて、賃借地について、所有者の方がなつてゐるのか耕作者の方がなつてゐるのかといふのは、地域ごとにかなりばらつきがござります。私ども、今回この准組合員の資格を入れることによりまして、耕作者主義、耕作者の方が正組合員になつていただけるような一つのステップになるだらうと思つておるところございまして、特に関東以西の西側で所有者の方が組合員として参画しておる地区において、是非ともこの准組合員の制度を使つていただいて入つていただければと思つてお

土地改良区の面積は全国で、ダブリもありますけれども、先ほど副大臣からお答え申し上げましたように、二百五十三万ヘクタールございますので、全国四百四十三万ヘクタールの農地面積の中での二十八万ヘクタールの荒廃農地の割合からいえば、土地改良区の地区内にも荒廃農地というものが存在をしているだらうということは想像できるわけでござります。

そういうつた荒廃農地なり耕作放棄地につきましては、農業が行われてないというような形でそこから賦課金が徴収しにくくということは御指摘

制徴収の権限を背景に組合員の皆様から御納得をいただいて賦課金を頂戴をしているという状況でございます。全国ベースで見れば、金額ベースで、先ほど申し上げました九八・六%の徴収率が確保されているということになります。

個別地区ごとに見れば、いわゆる所有者不明農地的なものになっていて、掛かっていく相手が見付からないといったようなことでなかなか御苦労をおされておる事例はあるということはお聞きをしておるところでございます。

○儀間光男君 ありがとうございました。

耕作放棄地は、実際の農地、耕作者、所有者の方の主観的なベースでお答えいただいている面積を足し合わせたものですから、今、農林水産省といたしましては、毎年しつかり調査ができる客観的なベースに基づいた荒廃農地ということで、今そういう調査を毎年やっているところでございます。それは、市町村及び農業委員会による調査を実施しておりますが、平成二十八年の荒廃農地面積というものは全国で二十八・一万ヘクタールとなつております。

るところどころでござりますが、先生から今御質問ございました定量的な予測といったものはやつておらぬないところでござります。

○儀間光男君 ありがとうございました。  
もう一つ聞いておきたいと思います。  
この法案によると、准組合員はいわゆる議決権、選舉権は有さないとされております。総会をなすことはよしと、こういうことになつてあります。准組合員は総会成立要員としてその員数に数えられるのかどうか、この辺はどうなんですか

のとおりでございますが、現在 統計上私どもが把握しております土地改良区の賦課金の徴収状況につきましては、全国平均金額ベースで徴収率九八・六%ということで、それなりに高い水準になつております。

残念ながら一・四%の金額については賦課金が徴収できていないことになつておるわけでございまますが、そのまま放置いたしますと真面目に払つていただいております他の組合員の方々との公平確保の観点から問題がございますので、土

後で時間あれば、少し改良区の放棄地の話、少し地域を挙げて、例を挙げてやりたいんですが、時間あればのことです。

なぜ、そこまで僕つっこく資料、データのことと言うかと、どんな業務でも、どんな仕事でも、やはりきちっとした質の高いデータをそろえることが一番肝腎だと思います。政府もそうですが、我々政治家も政策立案にはきちっとしたデータが必要なんですね。このきちっとしたデータがあるや否か、これでもつて質が違つてくる

土地改良区の地区内の農地面積というのは、平成二十八年、全国、二三百五十三万ヘクタールの農地面積がございます。その土地改良区の農地面積の中でどれだけ荒廃農地の面積が入っているかというのは、そこまで統計データはございませんが、土地改良区の地区内の農地も含まれているということは認識しております。

○政府参考人(荒川隆君) 今、先生御質問ございました会議の成立要件等の頭数、人数には入つておらないところでござります。

○儀間光男君 ありがとうございました。この確認ができましたから、心配するのは、のそもそも土地改良区内にも耕作放棄地があると予想されるんですね。今皆さんしっかりと押さえてお

地改良法上は、賦課金につきましては強制徵収に係る規定が存在をするわけでござります。これら の規定を使いまして、毎年、先ほど申しました が、四億円程度の賦課決定、強制徵収が行われて いるところでござります。

○儀間光男君 今お答弁で分かりましたけれど、 耕作放棄地が改良区内に幾らあるかはまだ掌握し ていない、でも賦課金はそんなに心配ないという

るんですね。ですから、つまり日本がいい国、先進国と言われているゆえんはここにあると思うんです。データがしつかりしている、そのデータを基にハイクオリティーの政策が打てる、あるいはきめ細かな政策も打てる。これ全部データが中心ですよ。

もう一つ聞きたいと思います。この法案の土地改良区の組合員資格に関する措置で、賃借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がない者に准会員の資格を付与するということになつております。この法案成立後准組合員の数はどの程度になるのか、予想されているのかどうか。あるいは、比率があればそれを知りたいし、予測をいただきたいと、こう思います。

○政府参考人(荒川隆吾) お答え申し上げます。

土地位改良区の組合員の関係につきましては、先

ていませんが、予想される。こういう場合、賦課金の徴収が極めて難しくなると思うんですね、耕作放棄地者に対して。難しくなつてくるということは、いわゆる実施事業、計画する事業がなかなかうまくいかないというようなこと等にもなりかねない。そんなような状況が容易に予想できるんですが、この賦課金徴収が難しくなることに対する対策はいかにと。お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。  
土地改良区は、いわゆる公的団体ということ  
で、賦課金を賦課することができることになつて  
おりまして、その賦課金につきましては、市町村  
税の滞納処分の手続にのつとつて強制徴収ができ  
るという規定があるのでござります。  
これがあるので心配をしていないということで  
はないつたゞござりますナレバ、そういうふうに強

が要るなら予算が要る、あるいは人手不足なら人手も補給をするというようなことでこのデータをきちっとそろえていただきたいんですが、決意のほどを大臣。

○国務大臣(齋藤健君) 委員の御指摘のとおりだと思います。

この土地改良区の中の荒廢農地の面積について、ちょっと今、現状認識がなかったたというのはどうかななどと思う点もあります。データに基づいての政策にいろいろの重更生はよし、つかつておきよ

すので、心していただきたいと思つております。

○儀間光男君 ありがとうございました。

次に質問をするんですが、この土地改良区での理事の件について、先ほどからたくさん質問出でてお答えもありましたけれど聞きたいと、こう思ひます。

大体、理事は五分の三以上、原則として耕作者たる組合員と、失札原則として五分の三以上を組合員としてなつて、耕作者が。その背景を問うわけでござりますけれど、言葉の遊びじやないで、これをわざわざ原則と書いてあるんですね、法案に。原則としてと書いてあるので、原則は普通それもあるということなんですが、その外もあるんです、五分の三じゃなしに、場合によつては違う数字も出る、その場合はどういう場合なのかを聞きたい。

○政府参考人荒川隆君 理事の五分の三以上は

原則として耕作者たる組合員とするということです。

ございます。これは、土地持ち非農家がだんだん

だんだん増えてまいりまして、組合員たる土地持

ち非農家の方が大勢理事職を占めるといったよ

なことになりますと、耕作者の御意見がなかなか

土地改良組合に反映できなくなるということを危

惧いたしまして、今般、耕作者たる組合員が五分

の三以上ということに提案をさせていただいたと

ころでございます。

先生から今、原則としてというのはどういうこ

とかということでございます。これは、基本的に

は五分の三以上をやつていただきたいと思うわけ

でござりますけれども、土地改良区、大小いろいろございまして、組合員数の少ない土地改良区に

おかれましては、耕作者の組合員がかなり少ない

といったような土地改良区も考えられるわけでございまして、毎年毎年、耕作者の方が少ないものですから、特定の耕作者の方が理事職が回つてき

て自分の営農に支障があるといつたようなことがございまして、そういうふうなことがで

懸念されるわけでございまして、そういうふうな場合には例外規定を置きましたいと思つております。これは、具体的には農林水産省令で定めてい

きたいと思っておりますので、よく現場のお声を伺いながら調整をさせていただきたいと考えております。

○儀間光男君 ありがとうございました。

やはり組合員の対象、あるいは面積の多い少ない、こうしたものでもつて例外もあるということの、ケース・バイ・ケースでの対応だということに理解をしていただきたいと思います。

質問を一つ吹っ飛ばしていただいて、どうも水

の出具合による時間がなさそうですから。通告

の四番、総代制についてちょっと質問をさせてい

ただきます。

総代制の設置要員が二百名超から百名超に引き

下げられる法案になつています。総代は組合員で

なければならぬとされております。准組合員は

総代になれない、そういうふうに解するんです

が、そういうふうに解するんです

を述べることができないわけです。准組合員も土

地改良区の役割を担うことになりながら、その役

割は履行義務だけを負う、執行義務だけを負うと

いうことになる。

そうなりますというと、私の感覚ではいささか

片務的、片手落ちに陥らないか、解釈上ですね、

どう、その辺はどうなんでしょうか。

○政府参考人荒川隆君 総代に准組合員がなれ

ぞから施設管理准組合員であつても、これはそ

もそも総会における議決権なり選挙権といふもの

がない形での、まさにですから准組合員といふ位

置付けになつておりますので、そういう総会での

議決権がない方が総代に仮になると、総代はまさ

に総会に代わるものとして議決権なりがございま

すので、そこはバランスが良くないということ

で、総代会にはなれないという形にしておるところでござります。

○儀間光男君 もう時間がないから、一つはまた

終わります。

○森ゆうじ君 土地改良法の一部を改正する法律

案について質問をさせていただきたいと思いま

す。

一番最後なので、いつも落ち穂拾いというよう

な感じで、既に通告した質問はほぼ皆質問され

ているんですけども、准組合員と組合員といふ

ことで、先ほど来御説明がありました賦課金や夫

役を分担できる、ただし、その間での調整が付か

ないことも想定されるわけですから、農水省

として分担に関する何らかの基準あるいはガイド

ラインをつくるお考えはありますか。

○政府参考人荒川隆君 お答え申し上げます。

改正法案におきましては、類似の御答弁になつ

て恐縮でございますが、准組合員資格を導入する

かどうかは土地改良区の任意でござりますし、そ

で、外から入つてきた耕作者の方が実際に営農されているんですけれども、組合と、土地改良区との関係もないことから、土地改良区の水配分に何の意見も言えないと、いつたような実態が今あちこちで見られておりまして、そういう方々につい

てはこちらに入つて、入り作で入つてきましたところ

で、我が国の農政の掲げる農業従事者の確保あるいは高齢化の改善、農業所得の向上等々、解決を

していかなければなりませんが、御決意のほどを

ひとつ聞かせてください。

○理事(舞立昇治君) 申合せの時間が過ぎており

ますので、答弁は簡潔に願います。

○国務大臣(齋藤健君) 現状が、先ほど来御説明

申し上げておりますように、高齢化による離農が

進んでいるとか、農地の利用集積が進展してい

かとすることで、土地改良区の組合員についても

土地持ちの非農家の方が増加をしているし、今後

も見込まれるだろうという中で、この土地改良施

設の維持管理、更新を行つていくためには

今般お願いしているような改正が必要だらうとい

うことでお願いをしているわけでありまして、こ

の運用に当たりましては、この趣旨がしっかりと生

かされるようやつていただきたいと思つております。

○儀間光男君 どうもありがとうございました。

○森ゆうじ君 土地改良法の一部を改正する法律

案について質問をさせていただきたいと思いま

す。

一番最後なので、いつも落ち穂拾いというよう

な感じで、既に通告した質問はほぼ皆質問され

ているんですけども、准組合員と組合員といふ

ことで、先ほど来御説明がありました賦課金や夫

役を分担できる、ただし、その間での調整が付か

ないことも想定されるわけですから、農水省

として分担に関する何らかの基準あるいはガイド

ラインをつくるお考えはありますか。

○政府参考人荒川隆君 お答え申し上げます。

改正法案におきましては、類似の御答弁になつ

て恐縮でございますが、准組合員資格を導入する

かどうかは土地改良区の任意でござりますし、そ

の土地改良区で定款で准組合員資格を定めた場合

でも、実際に准組合員に入られるかどうか、所  
有者ないし耕作者の任意ということになつております。さらに、所有者と耕作者の間で、賦課金、  
夫役を分担するかどうかは、これもお互いお詫びをしていただかくということになりますので、合意が得られない場合にはそいつた負担の分担がないということになつております。  
先ほど来御答弁申し上げましたが、こういったものについて一定のガイドラインを設けて全国的に適用しようといったしますと、今のまさに所有者、耕作者のどちらがどういうふうになつてゐるかというこの地域ごとのばらつきですとかどういったことから見て、かなり逆にトラブルになりかねないということで、私ども、やはりこれはお互いの任意で、話合いで分担を決めていただかくと、いうことが妥当だと思つておりますし、ガイドライン等の策定は考えておらないところでござります。  
○森ゆうこ君 法執行の現状を見て、様々御検討いただきたいと思います。  
土地改良区の四九%は専任職員が不在といふうな、事務体制が脆弱だと。貸借対照表の作成が円滑に行われるような新たな支援というものもお考えだといふうに思いますが具体的にどのようなことをお考えか、御答弁をいただきたいと思ひます。  
○政府参考人(荒川隆君) 貸借対照表の作成は、大変これは重要なことでございますが、今先生お話をございました体制が脆弱な土地改良区にありますては大変な負担になりかねないという懸念もあるわけでござります。  
したがいまして、バランスシートを作る上での一番の課題でござりますその資産評価につきましては、まず、国が統一的な資産評価マニュアルを作ることでやらせていただきたいと思っております。その上で、土地改良区が実際管理をしておりますいろいろな土地改良施設につきまして、造成施設、国営なら国、県営なら県が、その

統一マニュアルに従つて国、県が資産評価を行つて、土地改良区にはその結果を御提出申し上げるということで、土地改良区の負担ができるだけ小さくなるように考えていただきたいと思つておるところでござります。

こういうことに活用しております。  
○森ゆうこ君 つまり、国家公務員は全員まずはこれを手にすると。國家公務員になつた人は、このハンドブックを全員が手にして、そして、このような倫理規程の下に公正に公儀として仕事をす

○森ゆうじ君 割り勘であつてもゴルフをやつて  
はいけないと、いふことあります。  
それでは、飲食でござりますけれども、の供應  
というのはいけないと、いふことなんですねけれど  
も、おこづたりおこられたり、これはどうなんで  
す。

をしていただたくということになりますので、合意が得られない場合にはそういう負担の分担がないということになつております。

先ほど来御答弁申し上げましたが、こういったものについて一定のガイドラインを設けて全国的に適用しようといたしますと、今のまさに所有者、耕作者のどちらがどういうふうになつていてるかというごとの地域ごとのばらつきですとかそういったことから見て、かなり逆にトラブルになりかねないとということで、私ども、やはりこれはお互いの任意で、話し合いで分担を決めていただくと、いうことが妥当だと思っておりまして、ガイドライン等の策定は考えておらないところでございます。

るといふことを最も心に学ぶといふことでよろしいですね。

○政府参考人(池本武広君) 中途採用あるいは非常勤の職員の方々まで全て行き渡っているかどうかは確実に把握しておりませんけれども、基本的には職員全員に行き渡るよう努めています。

○森ゆうこ君 それで、ここに基本的な、公正に職務を執行する公務員としての倫理、それに抵触しないようには様々な注意が書いてあります。

五ページを御覧ください。利害関係者との間における規制ということで、具体的にいろんなことが書いてありますけれども、何をしてはいけないんでしようか。

○政府参考人(池本武広君) 国家公務員倫理法及

○政府参考人(池本武広君) 一般職の国家公務員に關して申し上げますと、利害關係者とともに飲食した際に費用負担を受けることは、國家公務員倫理規程第三条第一項六号で禁止されております。利害關係者からの供應接待に該当いたします。これは、後日全く別の飲食の機会に利害關係者に係る費用を當該職員が逆に負担した場合であつても変わるものではございません。

○森ゆう二君 つまり、私がおごることもありましたと、でも相手からおごられることもありましたと、これは、当日何かはしごしてとかということもあつたとしても、全く別の日に十九回とかそういう感じでおどり、また別の日にはおごられ

○森ゆうじ君 法執行の現状を見て 植々樹林課  
いただきたいと思います。

土地改良法の一部を改正する法律案について  
は、既に先生方から様々御質疑があつて、通告書を  
したもののは既に終わっておりますので、加計学園  
問題について前回から引き続いて質問させていた  
だきたいと思います。

ひ国家公務員倫理規程では、公務に対する国民の信頼を確保することを目的としまして、公務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を規制しております。

○政府参考人(池本武広君)　国家公務員倫理規程の違反行為に当たるかどうかにつきましては、具体的な状況を基に最終的に判断していくものでございますけれども、一般的に申し上げれば、御指

考えだといふうに思いますが、具体的にどのようなことをお考えか、御答弁をいただきたいと思います。

今日は人事院にもお越しいただいております。先生方のところに資料を配らせていただいたと思います。国家公務員の倫理教本、私もまさか農

利害関係者に該当する場合、倫理規程三条におきまして、先生がお示しになりましたような資料に書いてございますけれども、物品等の贈与を受け

○森ゆうじ君　國家公務員が守るべき倫理規程、極めてこれ基本中の基本ということを、ここに書

○政府参考人(荒川隆君) 貸借対照表の作成は、大変これは重要なことでございますが、今先生お話をございました体制が脆弱な土地改良区にありますては大変な負担になりかねないという懸念もあらるわけでございます。

林水産委員会でこういう冊子を配付しなければいけないとは思いもしませんでしたけれども、ちょっとと御説明いただきたいんですが、この国家公務員倫理教本というのはどのように活用されるものなんでしょうか。

ること、自動車の提供など無償で役務の提供を受けること、供応接待を受けること、共に遊技又はゴルフをすることなどが禁止行為として挙げられております。

いてあることを御説明をいただきました。おぎりおごられも駄目、利害関係者とはたとえ自分が自分のプレー代を払ったとしてもそれは駄目だということです。

○政府参考人（池本武広君）　この国家公務員倫理法及び國家公務員倫理規程の条文を掲げるほか、その内容を分かりやすく解説したものでございます。

○政府参考人(池本武広君) 一般職国家公務員が利害関係者とともにゴルフをすることは、自己にとなんですか。それとも、割り勘でも駄目なんですか。

に贈収賄事件というのは、百万円もいらましたとか一百万円をあげましたとか、その金銭授受、あるいは高額な物品をえられたとか、そういうことばつぱつも摘発を受け有罪になつたということばつぱつ

これにつきましては、各種研修特に新採職員が入ってこられたときに、これをきちんと読んでいただいて必要な知識を身に付けていただくと、

係る費用を負担した場合であつても、国家公務員倫理規程第三条第一項第七号に規定する禁止行為に該当いたします。

かりではないということで、その最も分かりやすい例が財務省のノーパンしゃぶしゃぶ、そういう言葉を使うのはあれですけれども、国民の皆さん



に並べてください、本当に、一点の曇りもないのか。

なぜそれに応じないのか、改めて抗議をして、私の質問を終わります。

○理事(舞立昇治君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

土地改良法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(舞立昇治君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、田名部さんから発言を求められておりますので、これを許します。田名部匡代さん。

○田名部匡代君 私は、ただいま可決されました土地改良法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・こころ・公明党・国民民主党・新緑風会・立憲民主党・民友会・日本共産党及び日本維新の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

土地改良法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

農地・農業用水は、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源であり、農業・農村をめぐる状況が変化する中で、将来にわたって良好な営農条件を備えた農地・農業用水を確保していくためには、土地改良区の業務運営の適正化を図ることが必要である。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 土地改良法が事業参加資格者は耕作者とすることを原則としている趣旨を踏まえ、土地改良区の業務運営について、耕作者の意見が適切に反映されるよう、准組合員資格創設の趣旨について周知徹底すること。

二 財務会計制度の見直しに当たつては、複式簿記会計の円滑な導入が図られるよう、研修の実施等必要な支援を行うこと。

三 本法施行後五年を目途とした検討に当たつては、耕作者への資格交替の進展状況を踏まえ、地域ごとに土地改良区の適正な業務運営が確保されるよう、組合員資格の在り方の更なる見直しも含め必要な措置を講じること。

右決議する。

以上でございます。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○理事(舞立昇治君) ただいま田名部さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(舞立昇治君) 多数と認めます。よつて、田名部さん提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、齋藤農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。齋藤農林水産大臣。

○國務大臣(齋藤健君) ただいまは法案を可決いただき、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○理事(舞立昇治君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(舞立昇治君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会



平成三十年六月二十六日印刷

平成三十年六月二十七日發行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C